

岐阜県公共施設等総合管理基本方針

第一章 公共施設等の現況及び将来の見通し

(1) 老朽化の状況をはじめとした公共施設等の状況

① 建物

1. 県有財産（土地・建物）の現状

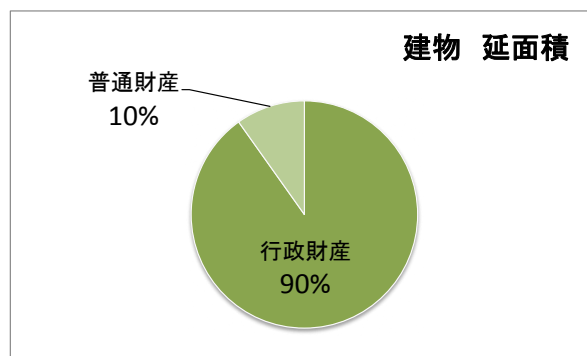
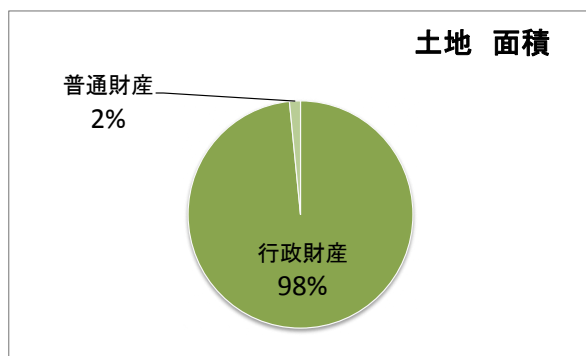
本県が保有する県有財産（土地・建物）は、平成 26（2014）年度末現在で、土地の面積が約 18,892 万㎡、建物の延面積が約 244 万㎡と膨大な量となっている。

行政財産と普通財産の内訳で見ると、土地については行政財産が約 98%、普通財産が約 2%となっており、建物については行政財産が約 90%、普通財産が約 10%となっている（図表 1-1）。

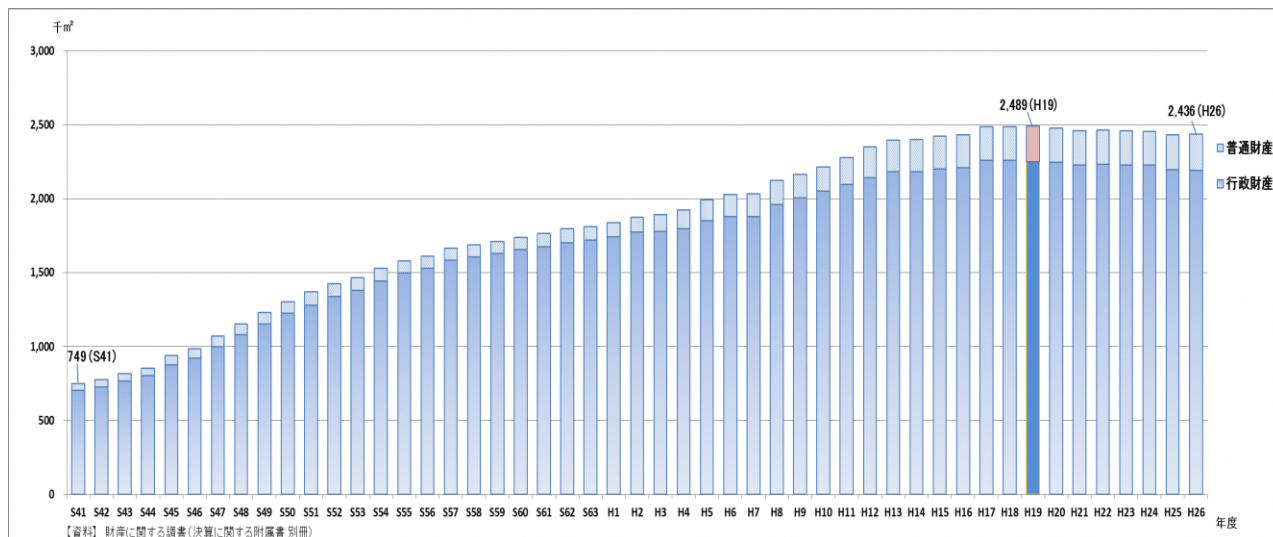
建物の保有量（延面積）の過去からの推移を見ると、高度経済成長期を中心に多くの施設が整備され右肩上がりに増加してきたが、平成 19（2007）年度（約 249 万㎡）をピークに縮小に転じている（図表 1-2）。

【図表 1-1】財産台帳 土地面積・建物面積（平成 26（2014）年度末）

区 分		土 地		建 物	
		面 積(㎡)	構成比	延面積(㎡)	構成比
行政財産	公用財産	1,923,090.85	1.0%	353,407.66	14.5%
	公共用財産	15,781,812.26	8.4%	1,812,721.91	74.4%
	その他	168,140,132.40	89.0%	26,361.87	1.1%
	小 計	185,845,035.51	98.4%	2,192,491.44	90.0%
普通財産	職員宿舍	229,173.24	0.1%	165,668.91	6.8%
	貸付財産	534,950.11	0.3%	57,565.92	2.4%
	その他	2,313,447.19	1.2%	20,239.30	0.8%
	小 計	3,077,570.54	1.6%	243,474.13	10.0%
総 計		188,922,606.05	100.0%	2,435,965.57	100.0%



【図表 1-2】 建物保有量（延面積）の過去からの推移



2. 建物の老朽化の状況と今後の見通し

建物は、平成 26（2014）年度末現在で 5,691 棟（倉庫、車庫などを含む。）、延面積で約 244 万㎡、平均築年数は 30.3 年となっている。

用途別棟数の割合を見ると、高等学校・特別支援学校が約 4 割を占め、次いで職員宿舎、警察施設の順となっており、これらの用途で全体の約 7 割を占めている。

用途別延面積の割合についても、高等学校・特別支援学校が約 4 割を占め、次いで教育・文化・体育施設、県営住宅の順となっており、これらの用途で全体の約 7 割を占めている（図表 1-3）。

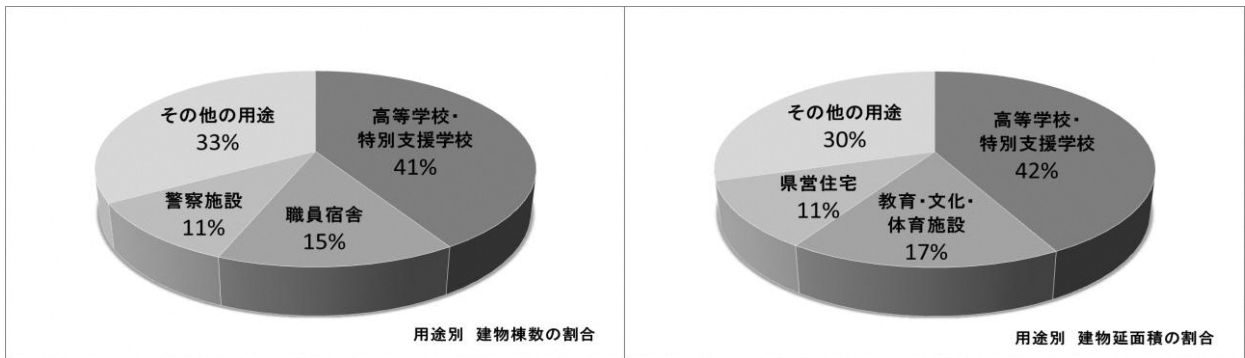
構造別で見ると、棟数では鉄骨造が約 4 割を占め、次いで鉄筋コンクリート造等の順となっており、これらで全体の約 7 割を占めている。延面積では鉄筋コンクリート造等の割合が高く、8 割を超えている。

なお、構造別の平均築年数は、鉄筋コンクリート造等が 31.0 年、鉄骨造が 28.7 年となっている（図表 1-4）。

用途別建築年数を見ると、庁舎・事務所については、建築後 30 年以上経過したものが棟数で 8 割、延面積で 9 割を超えており、他の用途と比べて老朽化した建物の割合が高くなっている（図表 1-5、1-6）。

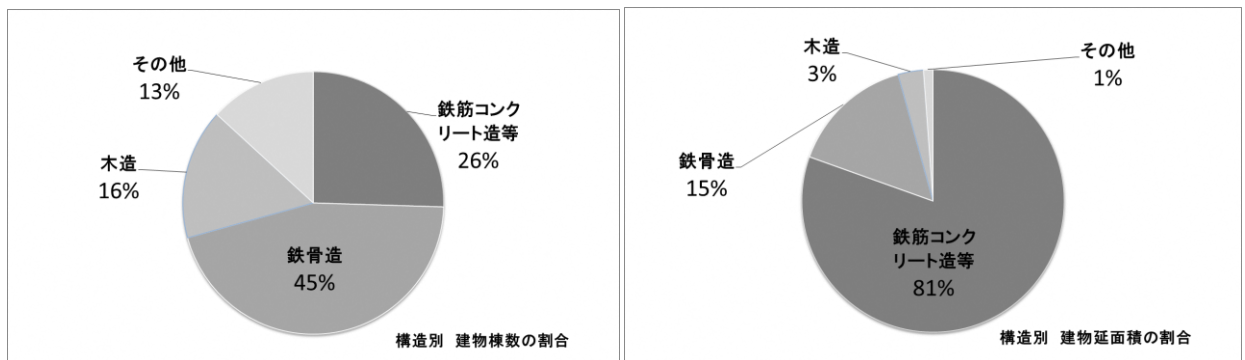
【図表 1-3】用途別建物棟数・延面積、平均築年数（平成 26（2014）年度末）

区分	用途	棟数		延面積(m ²)		平均築年数(年)
		棟数	構成比	延面積(m ²)	構成比	
行政財産	庁舎・事務所	246	4.3%	148,261.28	6.1%	35.6
	試験研究機関	287	5.0%	76,922.67	3.2%	35.9
	警察施設	600	10.5%	128,223.71	5.3%	27.6
	高等学校・特別支援学校	2,353	41.4%	1,027,814.19	42.2%	29.2
	教育・文化・体育施設	356	6.3%	410,111.09	16.8%	30.5
	福祉施設	167	2.9%	66,783.90	2.7%	31.3
	公園	294	5.2%	37,347.43	1.5%	21.1
	県営住宅	353	6.2%	270,665.30	11.1%	31.5
	その他の行政財産	66	1.2%	26,361.87	1.1%	22.7
普通財産	職員宿舎	842	14.8%	165,668.91	6.8%	34.6
	その他の普通財産(貸付財産等)	127	2.2%	77,805.22	3.2%	33.5
総計		5,691	100.0%	2,435,965.57	100.0%	30.3

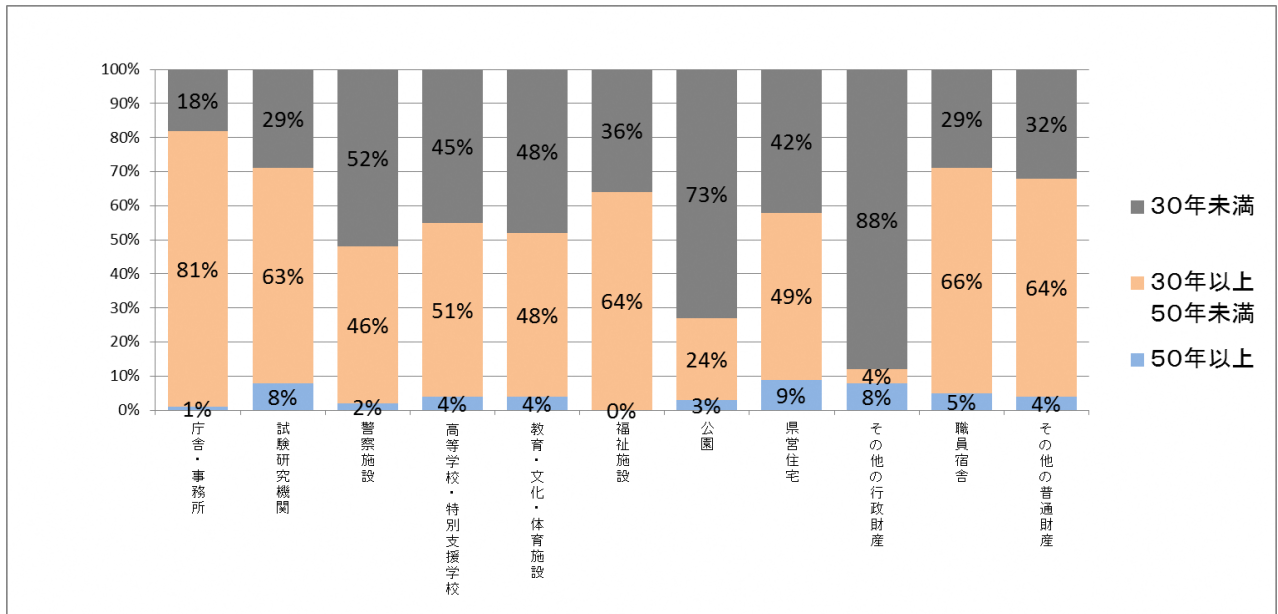


【図表 1-4】構造別建物棟数・延面積（平成 26（2014）年度末）

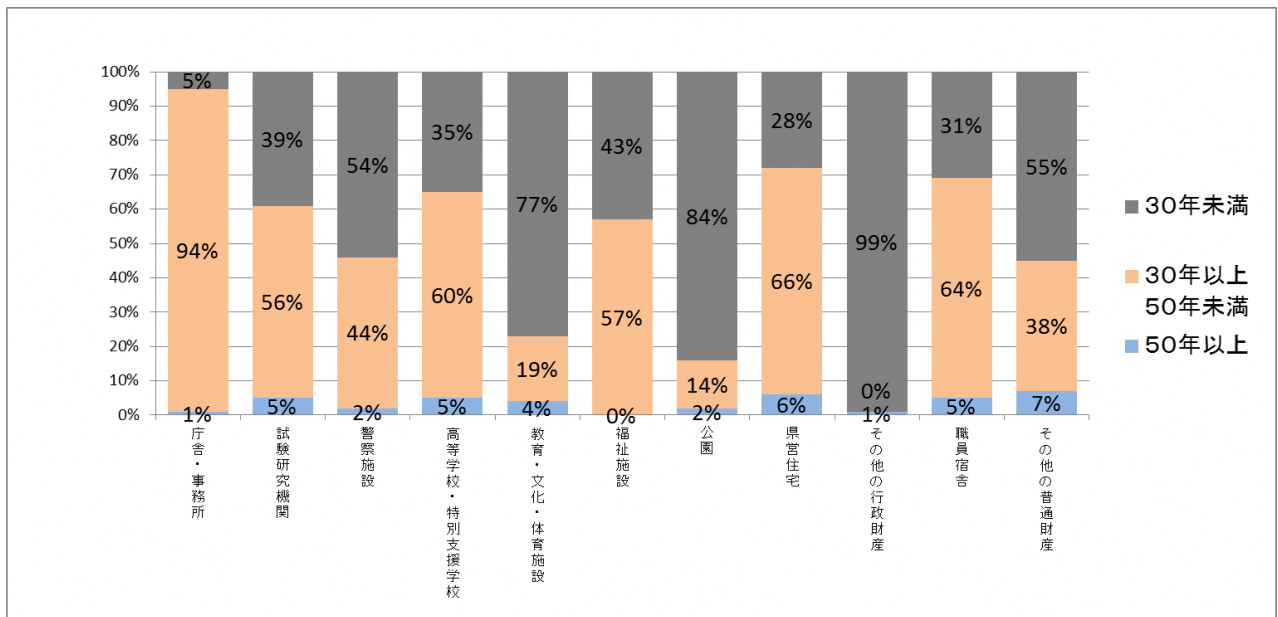
構造	棟数		延面積(m ²)		平均築年数(年)
	棟数	構成比	延面積(m ²)	構成比	
鉄筋コンクリート造等	1,450	25.5%	1,960,251.72	80.5%	31.0
鉄骨造	2,575	45.3%	372,059.02	15.3%	28.7
木造	913	16.0%	75,571.74	3.1%	29.7
その他(コンクリートブロック造等)	753	13.2%	28,083.09	1.1%	35.4
総計	5,691	100.0%	2,435,965.57	100.0%	



【図表 1-5】用途別建築年数の比較【棟数割合の場合】（平成 26（2014）年度末）



【図表 1-6】用途別建築年数の比較【延面積割合の場合】（平成 26（2014）年度末）

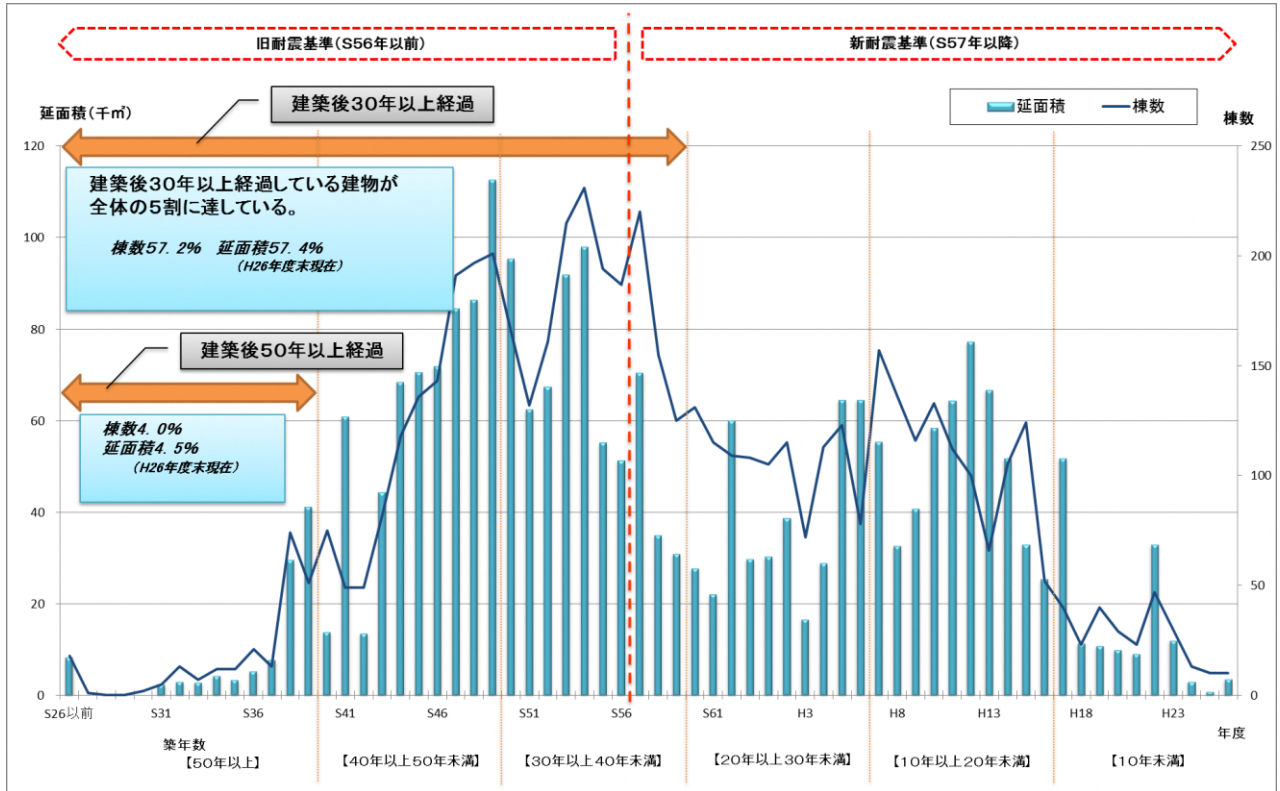


建物は、建築後の年月の経過とともに、建築部材の劣化や設備機器の故障等が発生し、各種設備点検等の業務委託及び日常的な修繕等（以下「維持管理」という。）、施設の安全性確保や機能維持のための工事（以下「維持保全」という。）に係る経費が増大するとともに、時代に応じて変化する建物ニーズに対応するため、機能向上を伴う大規模な改修工事や建替え（以下「再整備」という。）の検討が必要になる。

平成 26（2014）年度末現在における建築年度別の分布状況を見ると、建築後 30 年以上経過した建物は棟数で 57.2%、延面積で 57.4%といずれも全体の 5 割に達してお

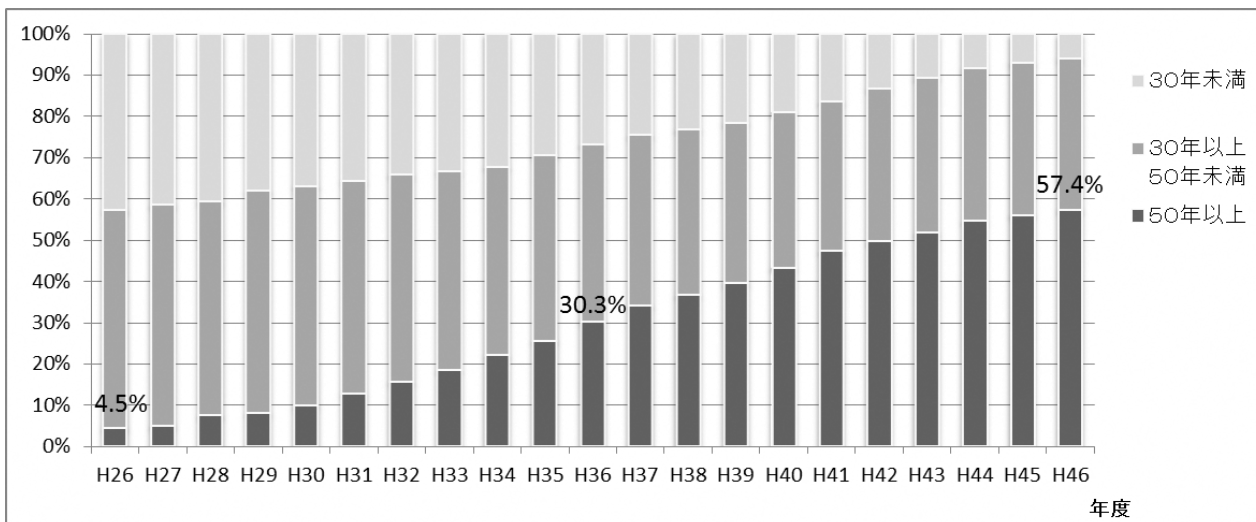
り、老朽化が進んでいる。このうち、建築後50年以上経過した建物は、延面積で4.5%と現時点ではそれほど高くないが、今後、新築や除却がないものと仮定して推計した場合、10年後（平成36（2024）年度）には30.3%、20年後（平成46（2034）年度）には57.4%に達することとなり、老朽化がさらに進行する（図表1-7、1-8）。

【図表1-7】 建築年度別分布状況〔棟数、延面積〕（平成26（2014）年度末）



築年数	30年以上				30年未満				計
	50年以上 (~S39)	40年以上 50年未満 (S40~49)	30年以上 40年未満 (S50~59)	(~S59)	20年以上 30年未満 (S60~H6)	10年以上 20年未満 (H7~16)	10年未満 (H17~26)	(S60~H26)	
棟数 (比率)	229 (4.0%)	1,241 (21.8%)	1,786 (31.4%)	3,256 (57.2%)	1,069 (18.8%)	1,101 (19.3%)	265 (4.7%)	2,435 (42.8%)	5,691 (100.0%)
延面積[m ²] (比率)	109,608.78 (4.5%)	628,470.39 (25.8%)	659,340.75 (27.1%)	1,397,419.92 (57.4%)	384,834.56 (15.8%)	507,099.69 (20.8%)	146,611.40 (6.0%)	1,038,545.65 (42.6%)	2,435,965.57 (100.0%)

【図表 1-8】 建築後 50 年以上経過する建物の延面積割合の推計



3. 建物に係る取組み

(1) 長寿命化等の取組み

2. で述べた状況から、今後、建物の維持管理、維持保全及び再整備の経費が大幅に増大するほか、再整備の時期が集中することが見込まれる。特定の時期に再整備が集中することは、大きな財政負担となるうえ、将来にわたり影響を及ぼすことになる。

そのため、「平成 25 (2013) 年度から平成 27 (2015) 年度の行財政改革の具体的な取組み」の一つとして、公共施設等の計画的・効率的な維持管理、維持保全及び再整備を実施し、長寿命化や財政負担の最小化・平準化を図ることとした。

このうち、建物については、個々の施設の老朽度や、各年度に見込まれる維持保全に要する経費などの調査・分析を実施しており、後記 (3) ①1. [1] (2) のとおり維持保全に要する中長期的な経費の見通しとして、本方針に反映している。

(2) 耐震化の取組み

建物の耐震基準は昭和 56 (1981) 年に改正されたが、本県の建物の約半数は旧耐震基準で建築された建物である。

建物の耐震化については、「岐阜県耐震改修促進計画」に耐震性能の確保推進が掲げられており、計画的に取り組んでいる。

旧耐震基準で建築された耐震診断対象の建物 823 棟の耐震化状況は、図表 1-9 のとおりである。耐震性が不十分な建物のうち、対応済み（補強工事済み、使用中止など）が 403 棟あり、未対応 49 棟のうち、再整備予定等を除く 41 棟については順次補強工事を実施する予定で、特に防災拠点となる庁舎については、平成 27 (2015)

年度、警察署については、平成 28（2016）年度までに耐震化完了を目指している。

【図表 1-9】建物における耐震化の状況（平成 26（2014）年 5 月末）

区分	用途	全棟数 (26年度末)	うち、耐震診断の対象建物（注）									
			うち、 S56以前 棟数	S56以前 棟数 (X + Y)	耐震性 有り (X)	耐震性 なし (Y) (= Y1 + Y2)	対応済み (Y1)			未対応 (Y2)	補強予定	改築予定・ 解体予定・ 使用中止 予定
							対応済み (Y1)	補強済み	解体・使用 中止等			
行政 財産	庁舎・事務所	246	178	30	6	24	15	11	4	9	9	0
	試験研究機関	287	186	29	11	18	4	1	3	14	14	0
	警察施設	600	194	31	12	19	7	5	2	12	8	4
	高等学校・特別支援学校	2,353	973	381	90	291	291	239	52	0	0	0
	教育・文化・体育施設	356	141	38	13	25	20	10	10	5	5	0
	福祉施設	167	89	38	23	15	12	10	2	3	2	1
	公園	294	64	5	4	1	0	0	0	1	1	0
	県営住宅	353	188	126	93	33	33	13	20	0	0	0
	その他の行政財産	66	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
普通 財産	職員宿舍	842	477	135	114	21	18	0	18	3	0	3
	その他の普通財産(貸付財産等)	127	77	10	5	5	3	0	3	2	2	0
総 計		5,691	2,574	823	371	452	403	289	114	49	41	8

(注) 耐震診断の対象は、昭和56年5月31日以前に、旧耐震基準で建築された県有建物のうち、木造・コンクリートブロック造以外の構造で、延床面積200㎡以上かつ、居室を有する建物としている。

(3) 歳入確保の取組み

厳しい財政状況の下、歳入確保対策として、県有財産の売却、自動販売機設置の競争入札制度の導入、庁舎内の民間広告掲出、駐車場の民間貸付、ネーミングライツ、太陽光発電事業者への県有財産の貸付等について積極的に取組んでいる。

1 県有財産の売却

平成 22（2010）年 4 月以降、県有未利用地等 46 物件を売却した。

歳入額：32.3 億円（平成 26（2014）年度までの計。以下同じ。）

2 自動販売機設置の競争入札制度の導入

平成 21（2009）年度以降、延べ 303 施設、731 台の自動販売機設置に競争入札制度を導入している。

歳入額：6.2 億円

3 庁舎内の民間広告掲出

県庁舎は平成 21（2009）年 6 月から、各総合庁舎は平成 22（2010）年 6 月から、エレベーターホールに広告を掲出している。

歳入額：7.6 百万円

4 駐車場の民間貸付

平成 22（2010）年 4 月以降、駐車場（県庁前公園北駐車場、旧岐阜県庁舎・立

体駐車場)の民間貸付を実施している。

歳入額：26 百万円

5 ネーミングライツ

平成 23 (2011) 年 4 月以降、ネーミングライツ (ふれあい福寿会館 (岐阜県県民ふれあい会館)、ヒマラヤアリーナ (岐阜アリーナ)) を導入している。

歳入額：52 百万円

6 太陽光発電事業者への県有財産の貸付

県内のエネルギー関連企業の育成、雇用創出等による地域活性化及び県有財産の有効活用を目的として、土地を貸し付けて発電事業者が発電を行ういわゆるメガソーラー (美濃加茂エネルギーファーム) と、建物の屋根を貸す屋根貸し (高等学校 6 校) により、太陽光発電事業を実施する事業者を募集し、平成 25 (2013) 年度から発電を開始している。

歳入額：16 百万円

(4) 施設の休廃止、機能見直し、県以外の事業主体への移管等の取組み

1 生徒いきいきプラン

平成 15 (2003) ~19 (2007) 年度には県立高等学校を再編成する「生徒いきいきプラン」を実施し、県立高等学校数は、平成 14 (2002) 年度の 74 校から平成 19 (2007) 年度には 63 校となった。

2 行財政改革アクションプラン

平成 22 (2010) ~24 (2012) 年度には「行財政改革アクションプラン」により、施設の休廃止等の取組みを実施した (図表 1-10)。

【図表 1-10】「行財政改革アクションプラン」による施設の休廃止等の取組み

区 分	施 設 名
休廃止 (7 施設)	岐阜県伊自良青少年の家、岐阜県関ヶ原青少年自然の家、岐阜県土岐少年自然の家、岐阜県御嶽少年自然の家、岐阜マリンスポーツセンター、岐阜県県民文化ホール未来会館、岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー
機能見直し (8 施設)	飛騨・世界生活文化センター、岐阜県ミュージアムひだ、南飛騨健康増進センター、岐阜県科学技術振興センター、VRテクノセンター、アネックス・テクノ 2、ワークショップ 24、岐阜県長良川スポーツプラザ
県以外の事業主体への移管 (7 施設)	岐阜県立清流園、長良公園、島公園、岐阜県飛騨木曾川国定公園下呂温泉乗政野営場野営施設、岐阜県白山国立公園大白川野営場野営施設、岐阜県恵那山高原国民休養地、岐阜産業会館

③ 既存施設の集約化・複合化及び転用

平成 27 (2015) 年 4 月、「岐阜県障がい者総合相談センター」の供用を開始し、身体、知的及び精神障がい（発達障がいを含む）に対する県の相談機関を同一建物内に集約し一元的な相談支援を実施している。

平成 27 (2015) 年 9 月には、文化施設と運転教育施設の二つの機能を持つ複合施設として、「岐阜県県民文化ホール未来会館」（「ぎふ清流文化プラザ」に名称変更）の再開を予定している。

また、平成 26 (2014) 年 3 月に策定した「岐阜県成長・雇用戦略」に基づき、賃貸オフィス等として利用していたアネックス・テクノ 2 を、航空宇宙や医療福祉機器・医薬品などの成長産業を担う人材育成拠点「成長産業人材育成センター（仮称）」として活用する。

県以外の機関の施設との集約化・複合化にも取り組んでいる。

平成 26 (2014) 年度から、郡上市建設部が県郡上総合庁舎へ移転して執務しており、県と市の関連部署が同じ庁舎で執務することにより、住民サービスの向上や効率的・効果的な行政運営が図られている。

今後、他の機関との間でも同様の取組みを検討していく。

(5) 指定管理者制度の導入

本県では、平成 16 (2004) 年度から公の施設の指定管理者制度を導入し、県民サービスの向上と管理運営の効率化を図っている（図表 1-11）。

【図表 1-11】 公の施設の指定管理者制度導入施設数

H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)
3	9	46	47	47	45	44	41	41	42	42

② 道路施設

1. 道路施設の現状

本県が管理する道路施設は、道路管理延長 4,140km（全国順位 11 位）、2 m以上の橋梁 4,330 橋（全国 3 位）、トンネル 174 箇所（全国 6 位）などとなっており、全国でもトップクラスの道路施設を管理している（図表 2-1）。

また、道路照明灯、道路標識などの道路付属物や、横断歩道橋、地下横断施設などの構造物についても数多くの施設を管理している。

【図表 2-1】本県が管理する主な道路施設（平成 25（2013）年 4 月 1 日）

	道路管理延長		橋梁数(15m以上)		橋梁数(2m以上)	
	都道府県別	延長(km)	都道府県別	橋梁数(橋)	都道府県別	橋梁数(橋)
1位	北海道	11,495	北海道	3,156	北海道	5,195
2位	福島県	5,594	岐阜県	1,634	兵庫県	4,831
3位	新潟県	5,376	兵庫県	1,627	岐阜県	4,330

岐阜県	11位 (4,139.7km)	2位 (1,634橋)	3位 (4,330橋)
-----	------------------------	--------------------	--------------------

	トンネル延長		トンネル箇所数		地下横断歩道	
	都道府県別	延長(m)	都道府県別	箇所数	都道府県別	箇所数
1位	岐阜県	104,252	大分県	254	長野県	159
2位	新潟県	100,643	新潟県	206	岐阜県	155
3位	長野県	88,510	長野県	198	愛知県	107

岐阜県	1位 (104,252m)	6位 (174箇所)	2位 (155箇所)
-----	----------------------	-------------------	-------------------

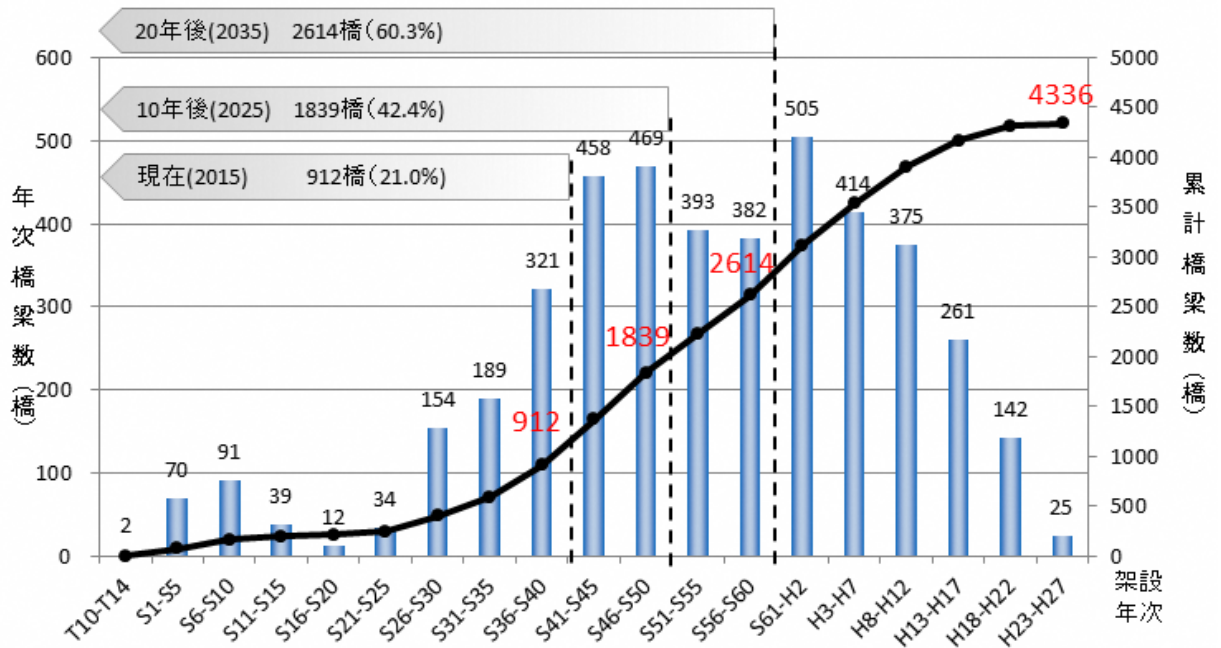
※上記順位は、全国比較ができる道路統計年報2014(平成25年4月1日時点)を使用

2. 道路施設の老朽化の状況と今後の見通し

本県の道路施設は、高度経済成長期以降に集中的に整備されたため、すでに多くが老朽化（竣工後 50 年以上経過）しており、今後、それが急速に進行していく。

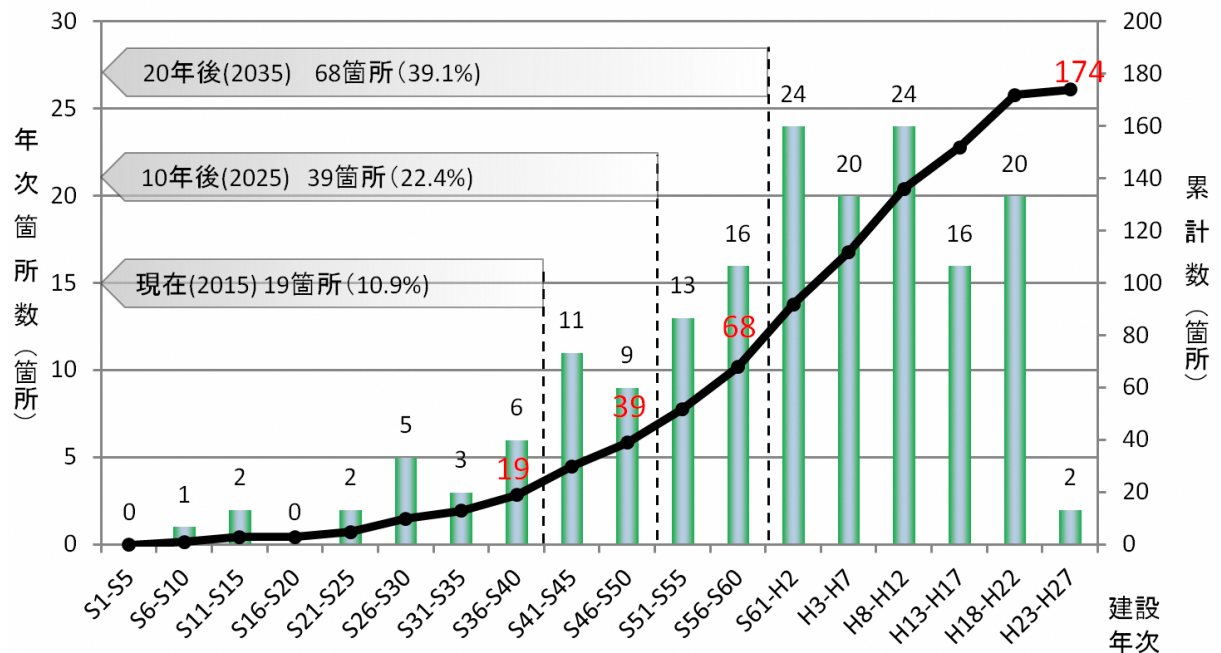
2 m以上の橋梁で見ると、県管理橋梁 4,336 橋（平成 27（2015）年 4 月 1 日時点）のうち建設後 50 年以上経過した橋梁は、912 橋（21.0%）となっているが、10 年後には 1,839 橋（42.4%）、20 年後には 2,614 橋（60.3%）となるなど、今後飛躍的に増加していく（図表 2-2）。

【図表 2-2】建設年次別橋梁（2m以上）の状況（平成 27（2015）年 4 月 1 日）



県管理トンネル 174 箇所（平成 27（2015）年 4 月 1 日時点）のうち建設後 50 年以上経過したトンネルは、19 箇所(10.9%)となっているが、10 年後には 39 箇所(22.4%)に、20 年後には 68 箇所(39.1%)となるなど、今後急速に老朽化が進行していく（図表 2-3）。

【図表 2-3】建設年次別トンネルの状況（平成 27（2015）年 4 月 1 日）



3. 道路施設に係る取組み

今後、老朽化する道路施設の維持修繕に要する経費は、急速に増大することが予想される。

本県では、個々の道路施設に適した維持修繕の手法を明確にし、施設の長寿命化や経費の縮減により、効率的かつ計画的な維持修繕の実現を図るために、平成 19 (2007) 年度に「岐阜県道路施設維持管理指針」を策定し、平成 26 (2014) 年度には、同指針の全面改訂を実施している。

個別の維持修繕の計画については、平成 17 (2005) 年度に「岐阜県舗装修繕最適化計画」、平成 21 (2009) 年度に「岐阜県橋梁長寿命化修繕計画」を作成するなど、計画的に実施している。

また、平成25 (2013) 年度に道路法等が改正され、道路橋や道路トンネルなど主要構造物の点検、診断、措置、記録が義務化されたため、平成26 (2014) 年4月には、国、中日本高速道路株式会社 (NEXCO)、県、市町村の各道路管理者からなる「岐阜県道路メンテナンス会議」を設置し、適正な道路管理に向け連携して推進している。

③ 河川（河川構造物）

1. 河川の現状

県管理河川の延長は、2,990.9km（全国順位8位）となっており、全国でもトップクラスの河川延長を管理している（図表3-1）。

【図表3-1】本県が管理する河川延長

平成25年4月30日現在

順位	都道府県	管理河川延長(km)	順位	都道府県	管理河川延長(km)
1位	北海道	12,312.1	5位	兵庫	3,316.5
2位	新潟	4,894.3	6位	愛媛	3,072.4
3位	長野	4,764.5	7位	高知	3,040.9
4位	福島	4,605.7	8位	岐阜	2,990.9

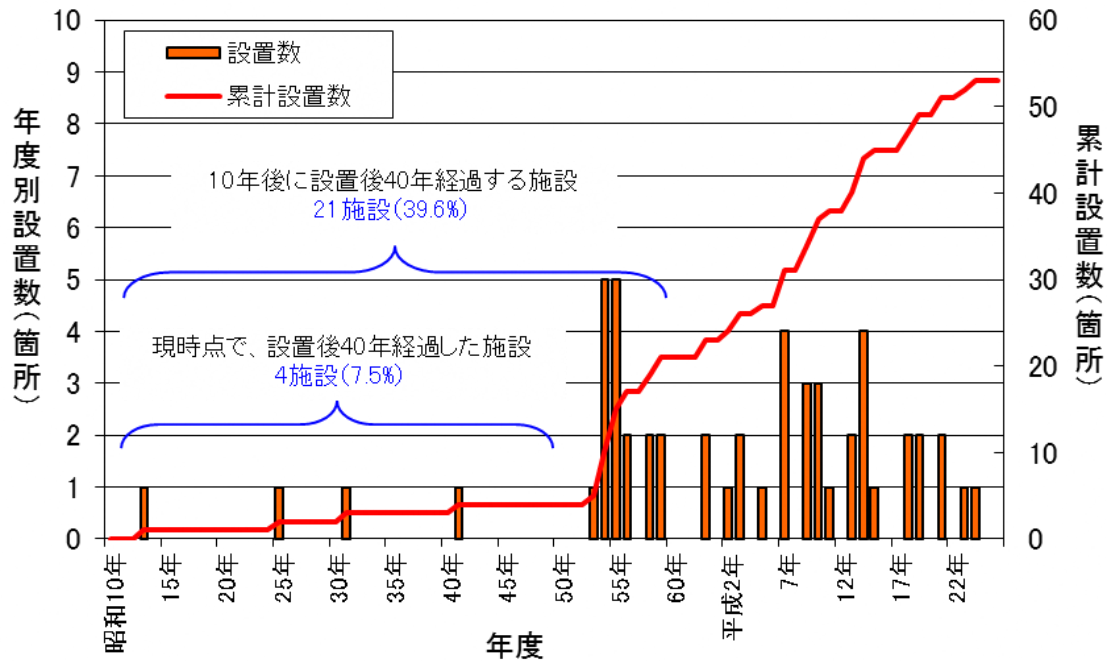
2. 河川構造物の老朽化の状況と今後の見通し

河川には、水門や樋門^{ひもん}、堰^{せき}、排水機場などの河川構造物が多数存在し、高度経済成長期以降、大量に建設されてきた。これらの施設の老朽化は着実に進行しており、今後、機能不全や構造物を構成する機器・装置の故障といった問題の発生が懸念される。

本県が管理する河川構造物のうち、計画的な点検・診断、修繕・更新等の取組みを実施する必要性が認められる施設は、全646施設ある。

そのうちの建設年次が明確な大規模施設53施設について、平成27（2015）年3月時点で、施設老朽化の目安とされる建設後40年が経過した施設は、4施設（7.5%）であるが、10年後には21施設（39.6%）になるなど、今後飛躍的に増加していく（図表3-2）。

【図表 3-2】 本県の河川構造物の設置後の経過年数の推移 (建設年次が明確な大規模施設 53 施設)



3. 河川構造物に係る取組み

今後老朽化する河川構造物の維持保全に要する経費は、急速に増大することが予想される。

近年、短期的・局地的豪雨が頻発しており、浸水被害等を回避または最小限に抑えるためには、これらの河川構造物が出水時に確実に稼働するよう機能を維持することが求められる。

本県では、平成 25 (2013) 年度に「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」を策定し、重要な治水・利水施設である河川構造物の維持保全について、これまでの対症療法型の手法から脱却し、施設の信頼性を確保しつつ、効率的かつ効果的に安全を確保するために、予防保全の考え方を取り入れて実施することとし、各施設の長寿命化に向け取り組んでいる (図表 3-3)。

【図表 3-3】「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」及び耐震化（河川構造物）の対象施設一覧

(単位：箇所)

河川構造物	堰	水門	樋門・樋管			陸閘	排水機場	河川浄化施設	ダム	合計
			断面積 5 m ² 以上		断面積 5 m ² 未満 ※2					
			操作必要	操作不要 ※1						
長寿命化	2	1	38	41	540	12	5	2	5	646
うち大規模施設	2	1	26	0	0	12	5	2	5	53
耐震照査	—	1	26	—	—	—	5	—	5	37
対策不要	—	1	1	—	—	—	0	—	5	7
要対策	—	0	25	—	—	—	5	—	0	30
内実施済	—	0	5	—	—	—	0	—	0	5

※1 構成する装置・機器が簡易な構造であることから、河川パトロールに加え5年に1回を目途に定期点検を行い、健全度を評価し整備・更新を行う（点検頻度は今後見直す場合あり）。

※2 国土交通省通知では、当面策定する施設から除外されていることから、個別長寿命化計画を策定せず、河川パトロール時に状態を確認し、機能不全を確認した場合、整備・更新を行う。

④ 砂防施設

1. 砂防施設の現状

本県が管理する砂防施設を代表するものとしては、平成26（2014）年度末現在で、砂防設備（砂防えん堤・^{とこがためこう}床固工）が3,322基、急傾斜地崩壊防止施設が846箇所、地すべり防止施設が29箇所などとなっている（図表4-1）。

【図表4-1】 県内の砂防施設

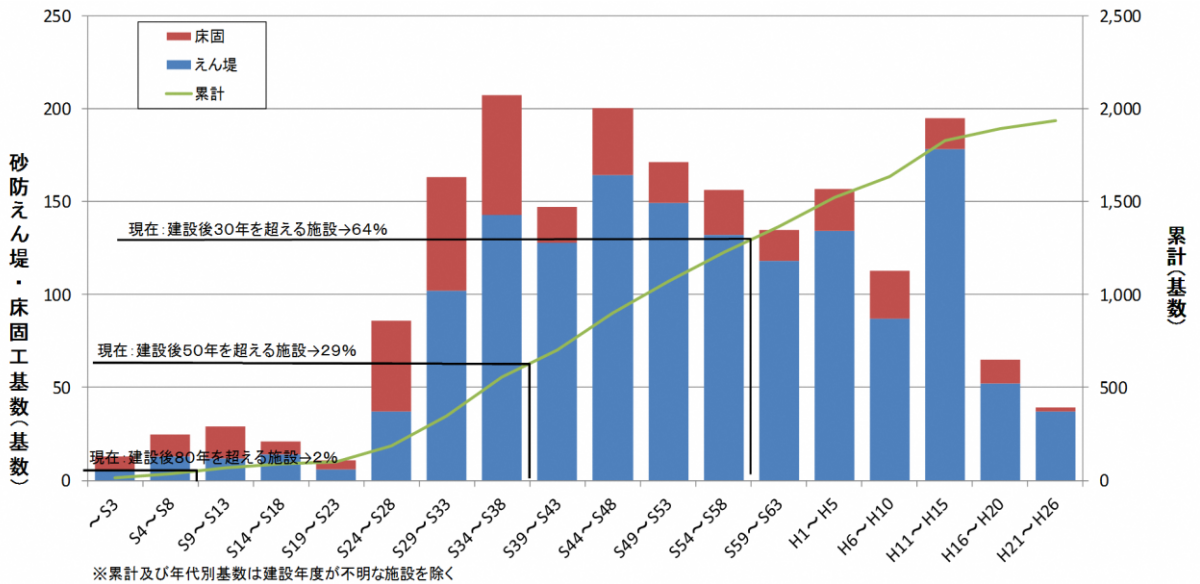
砂防設備 (砂防えん堤・床固工) (箇所)	急傾斜地崩壊防止施設 (箇所)	地すべり防止施設 (箇所)
3,322	846	29

2. 砂防施設の老朽化の状況と今後の見通し

(1) 砂防設備（砂防えん堤、床固工）

砂防設備は事業の歴史が古く、建設後 30 年以上経過した施設の割合が 64%、建設後 50 年以上経過した施設は 29%を占めている（図表 4-2）。

【図表 4-2】 砂防設備（砂防えん堤・床固工）の年代別整備状況（平成 26（2014）年度末）

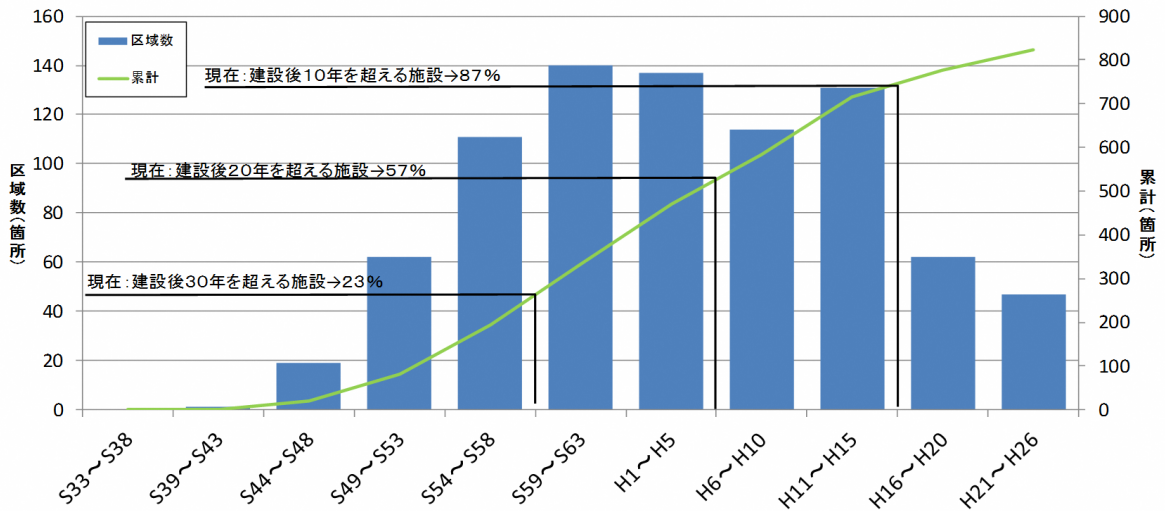


(2) 急傾斜地崩壊防止施設（がけ崩れの発生、被害を防止する施設）

急傾斜地崩壊防止施設は、事業が昭和 43（1968）年から始まり、建設後 10 年以上経過した施設の割合が 87%、建設後 20 年以上経過した施設は 57%、建設後 30

年以上経過した施設は23%を占める（図表 4-3）。

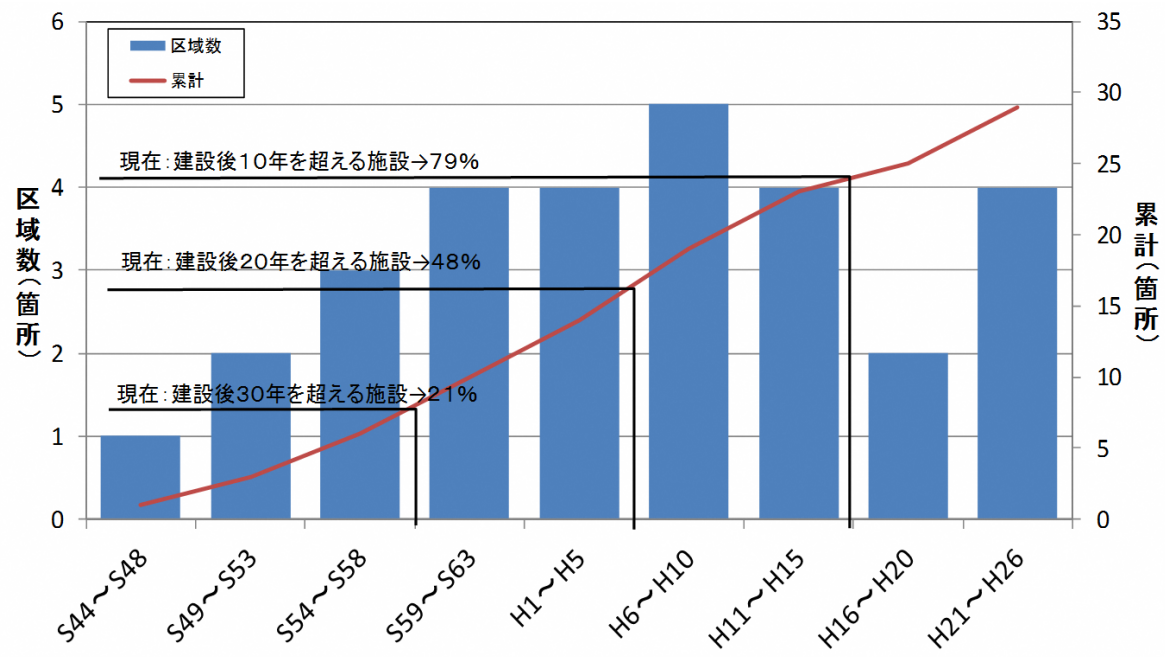
【図表 4-3】急傾斜地崩壊防止施設の年代別整備状況（平成 26（2014）年度末）



(3) 地すべり防止施設

地すべり防止施設は、事業が昭和 33（1958）年から始まり、建設後 10 年以上経過した施設の割合が 79%、建設後 20 年以上経過した施設は 48%、建設後 30 年以上経過した施設は 21%を占める（図表 4-4）。

【図表 4-4】地すべり防止施設の年代別整備状況（平成 26（2014）年度末）



県内の砂防施設の約8割を占めている砂防設備（砂防えん堤、床固工）については、建設後50年以上経過した施設の割合が現在の29%から、20年後は64%となり、劣化する施設が増加する。

3. 砂防施設に係る取組み

砂防施設は、土砂災害から人命を守る重要な施設であり、災害時に確実に機能を発揮することが求められる。一方、今後老朽化する砂防施設の維持保全に要する経費は、急速に増大することが予想される。

平成25（2013）年度に県内の砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設について緊急点検を行い、点検結果を基に平成26（2014）年3月に「岐阜県砂防施設長寿命化計画」を策定した。平成26（2014）年度以降、この計画に基づき予防保全の考え方を取り入れた維持保全を行っている。

⑤ 治山施設

1. 治山施設の現状

(1) 保安施設

本県がこれまで整備してきた保安施設は、平成 26 (2014) 年度末現在で 89,812 施設、このうちコンクリートやブロック、金属等が主たる材料である恒久施設が 46,380 施設と膨大な量となっている (図表 5-1)。

保安施設事業が制度化された明治 44 (1911) 年から本県でも整備が開始されているが、明確に地番までの所在地や種別等の記録が確認できる施設は昭和 23 (1948) 年以降に整備された施設であり、現在はそれらの保安施設を主に管理している。

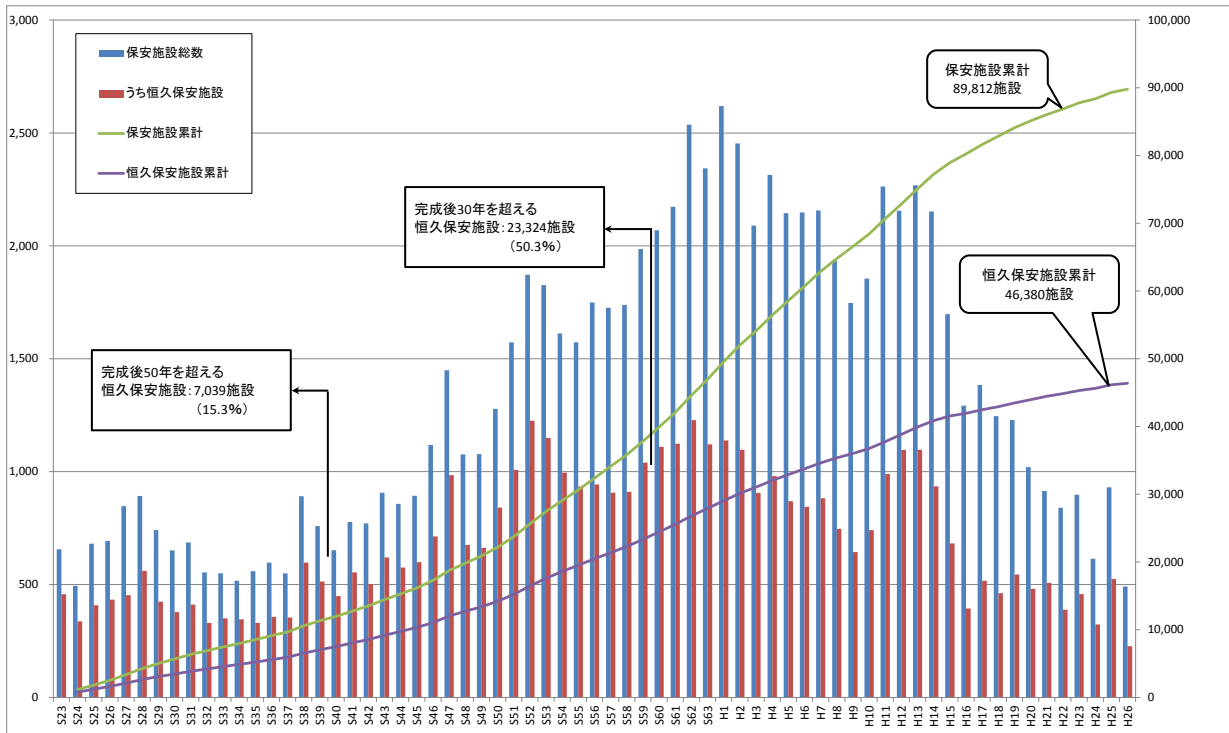
施設数の推移を見ると、本県で未曾有の災害をもたらした当年度または翌年度、あるいは国の施策や予算規模といった、時代背景を反映しながら整備を実施してきたが、ここ 10 年は、整備量は減少後に横ばいへ転じている。

(2) 地すべり防止施設

本県がこれまで整備してきた地すべり防止施設は、昭和 53 (1978) 年の土岐市を初めとして、以後 9 地区で計 170 施設 (全て恒久施設) を整備してきたが、一定の防止効果が継続している近年では新たな地すべり箇所が発生していないこともあり、整備は実施されていない (図表 5-2)。

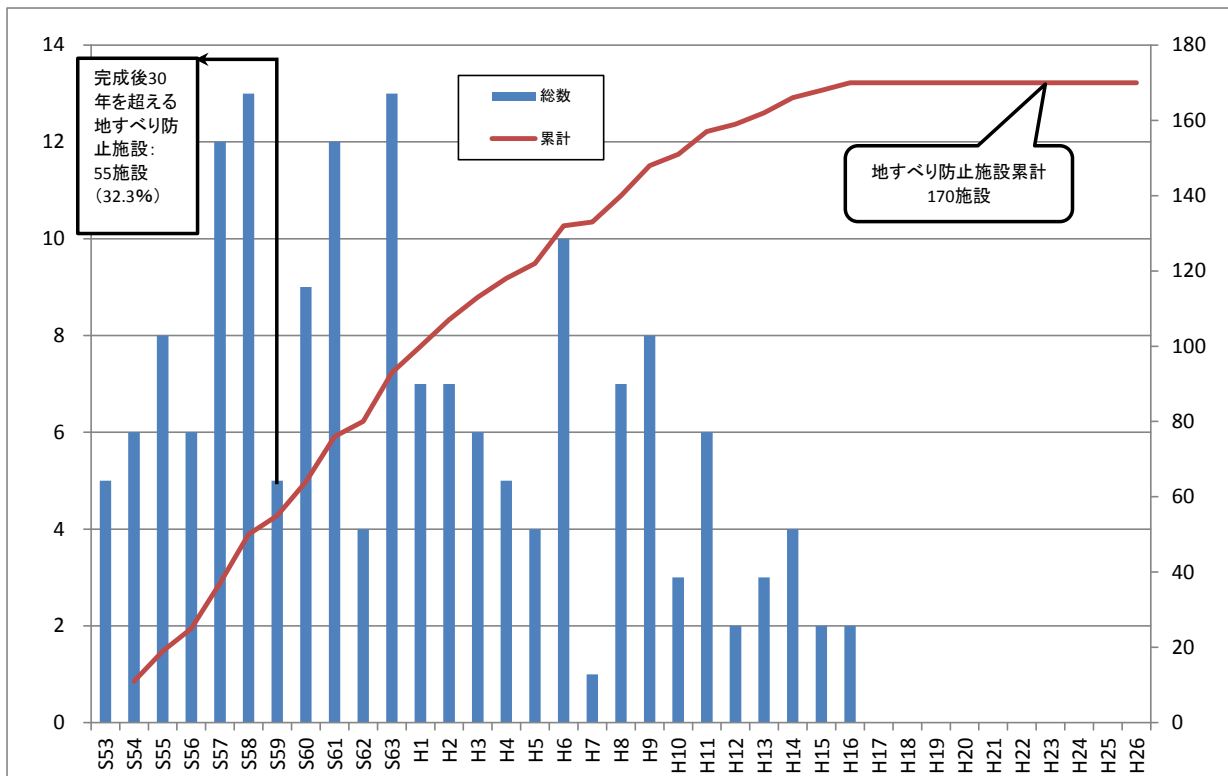
【図表 5-1】 保安施設の年度別整備状況（平成 26（2014）年度末）

（単位：施設）



【図表 5-2】 地すべり防止施設の年度別整備状況（平成 26（2014）年度末）

（単位：施設）



2. 治山施設の老朽化の状況と今後の見通し

保安施設事業の歴史は古く、昭和 23（1948）年以降で完成後 30 年以上を経過した施設は 23,324 施設（50.3%）、完成後 50 年以上経過した施設は 7,039 施設（15.3%）となっている（図表 5-1）。

また、地すべり防止施設は、完成後 30 年以上を経過した施設は 55 施設（32.3%）となっている（図表 5-2）。

今後も年平均で 500 程度の治山施設が整備されていくことが見込まれる一方で、治山施設はその多くが山間奥地に存するため、^{さら}厳しい地形や気象条件に晒され、老朽化が進む見込みである。

3. 治山施設に係る取組み

(1) 治山施設点検の実施

治山施設の点検は、平成 21（2009）年から、外部委託により本格的な点検をし、更に平成 24（2012）年には「治山施設点検実施要領」を定め、これまでの 6 年間で 23,000 強の点検を実施し進捗率は 50.1%となっている（図表 5-3）。

また、治山施設の状態は、「緊急に修繕が必要（Sランク）」「計画的な修繕が必要（Aランク）」「程度が軽易な経過観察（Bランク）」「異常なし（Cランク）」の 4 区分で評価し、SやAにランク付けされた施設は、詳細な点検・調査・効果検証・設計を実施し、効果的な維持修繕に役立っている。

【図表 5-3】 治山施設点検の実施状況（平成 26（2014）年度末）

（単位：施設）

治山施設 (H27.3末)	予備点検															詳細点検		点検 進捗率	事業化 率	
	点検数 計			Sランク			Aランク			Bランク			Cランク			点検 不可	点検数 計 事業化			
	管理 施設	新規 確認		管理 施設	新規 確認		管理 施設	新規 確認		管理 施設	新規 確認		管理 施設	新規 確認						
46,380																				
合計	23,251	16,695	2,208	148	134	14	552	497	55	11,420	9,359	2,061	6,783	6,705	78	4,348	589	19	50.1%	3.2%
H21	5,386	3,006	1,583	27	17	10	160	113	47	4,402	2,876	1,526				797	17	2		
H22	5,225	3,419	323	10	10		63	61	2	3,669	3,348	321				1,483	8	2		
H23	3,052	1,991	212	1	1		25	23	2	2,177	1,967	210				849				
H24	3,737	3,121		37	37		108	108		279	279		2,697	2,697		616	210	7		
H25	2,465	2,057	33	19	17	2	68	68		403	403		1,600	1,569	31	375	146	6		
H26	3,386	3,101	57	54	52	2	128	124	4	490	486	4	2,486	2,439	47	228	208	2		

(2) 今後の見通し

平成 26（2014）年 8 月に、林野庁が「林野庁インフラ長寿命化計画」を策定し、同年 12 月に個別施設計画のガイドライン（暫定版）を示した。

平成 27（2015）年度中には、林野庁から治山施設運用マニュアルが提供される予定で、これらを踏まえ本県では、予防保全の考え方を取り入れた「岐阜県治山施設

長寿命化計画」を、平成 28（2016）年度末までに策定する。この計画の中で、点検対象施設の絞り込み、点検評価手順や点検サイクル、維持修繕に要する経費の予測等を位置付ける。

⑥ 水道・工業用水道施設

1. 水道・工業用水道施設の現状

可茂、東濃地域に水道用水を供給する水道施設は、中津川浄水場系、山之上浄水場系、川合浄水場系の3系統に区分される。各系統別に取水・導水・浄水・送水施設が設置され、管路延長は約180km、水道施設に設置された機器数は約3,800に上っている。給水人口は、平成19(2007)年度の510,028人をピークに減少してきており、平成39(2027)年度には451,468人まで減少する見込みである。

また、可茂地域に工業用水を供給する工業用水道施設は、水道事業の山之上浄水場の浄水施設の一部を共用して運用し、管路延長は約16kmである。受水企業は10社11事業所と全国的に見て最少規模であり、供用開始は平成10(1998)年度と最後発となっている。

2. 水道・工業用水道施設の老朽化の状況と今後の見通し

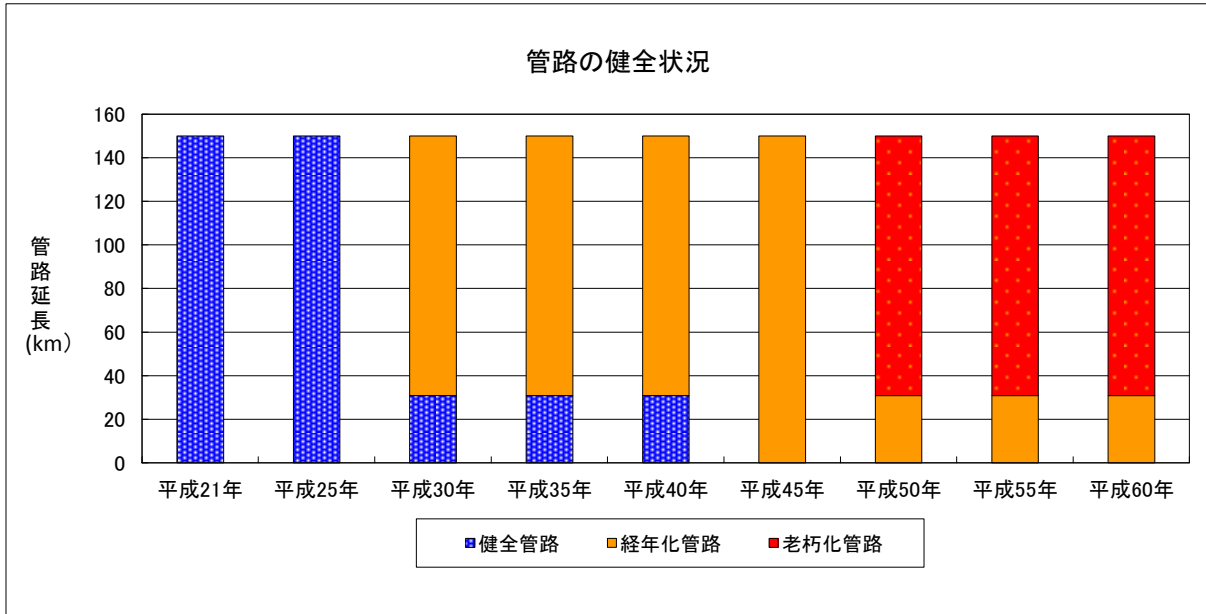
水道施設の各施設は、地方公営企業法により構築物、機械及び装置に種別され、その多くは昭和51(1976)年の供給開始に合わせて建設され、35年以上が経過している。

構築物は主に土木構造物と管路に細分されるが、土木構造物の法定耐用年数は60年であることから、耐震補強や予防保全の考え方を取り入れた維持保全により施設の長寿命化を実施している。一方で、管路の法定耐用年数は40年であり、部分的な漏水補修は実施してきたが、その至近で再び漏水が発生するなど、対症的な対応では限界がある状況となっている(図表6-1)。また、管路は単線であるため、水道水の供給を継続しながら、計画的に再整備するには、複線化を行う必要がある。

機械及び装置の法定耐用年数は、8～22年で比較的短いことから、計画的に再整備を行っている。

なお、工業用水道施設は、設置後17年が経過しているが、多額の経費を要する維持保全や再整備を検討するような老朽化には至っていない。

【図表 6-1】 水道管路の健全度状況（平成 26（2014）年度末）

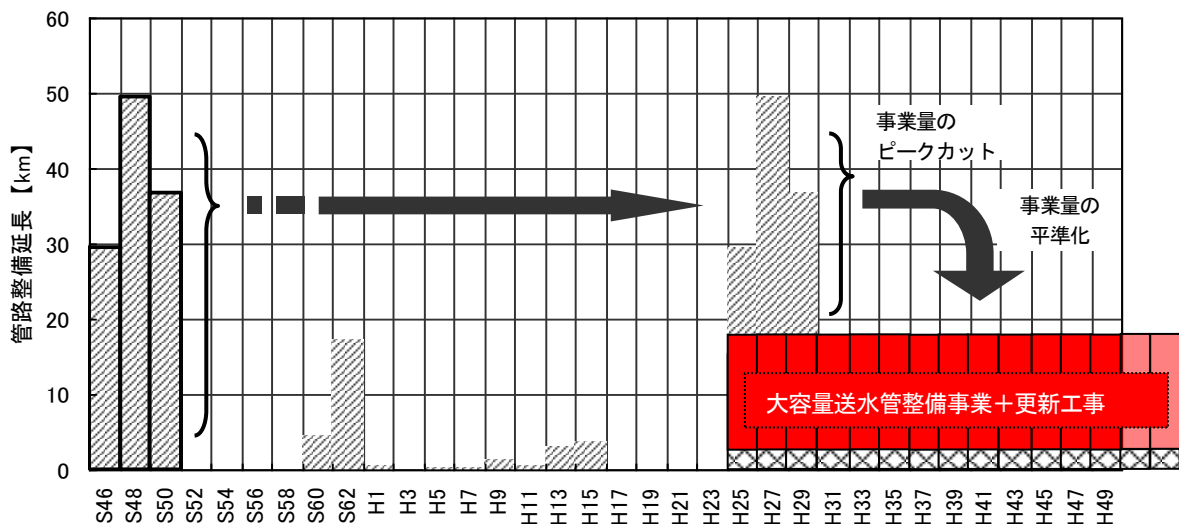


※ 健全管路：経過年数が法定耐用年数以内の管路延長
 経年化管路：経過年数が法定耐用年数の 1.0～1.5 倍の管路延長
 老朽化管路：経過年数が法定耐用年数の 1.5 倍を超えた管路延長

3. 水道・工業用水道施設に係る取組み

水道管路を除く浄水場等の土木構造物については、平成 18（2006）年度までに耐震化を完了している。水道管路の老朽化と耐震対策としては、平成 23（2011）年度から、大容量送水管整備事業（老朽化した既設管路の複線化事業に貯留機能と応急給水拠点機能を付加することでライフライン機能を強化する事業）に着手しており、計画的に既設管路の複線化を実施する予定である（図表 6-2）。

【図表 6-2】 財政収支を考慮した計画的な事業量（イメージ）



(注) 長寿命化、更新事業は、大容量送水管整備事業の進捗状況等を踏まえて着手する。

⑦ 下水道施設

1. 下水道施設の現状

木曾川及び長良川流域の4市6町の汚水を処理する流域下水道施設の主要施設及び幹線管路は、平成3（1991）年の供用開始に向けて整備した。その後、関連市町の公共下水道の整備により汚水処理人口が増加し、その汚水流入量に対応できるように水処理施設を増設している（図表7-1）。

<処理面積> 計画：17,540ha 実績：11,300ha（64%）

<処理人口> 計画：456,720人 実績：419,600人（92%）

<日最大汚水処理量> 計画：249,500 m³/日 現処理能力：208,000 m³（83%）

<施設> 処理場：1箇所 幹線管路：77.6 km ポンプ場：4箇所

<供用開始> 平成3（1991）年 ※実績は平成25（2013）年度末

【図表7-1】 下水道施設の主要施設（処理施設）（平成26（2014）年度末）

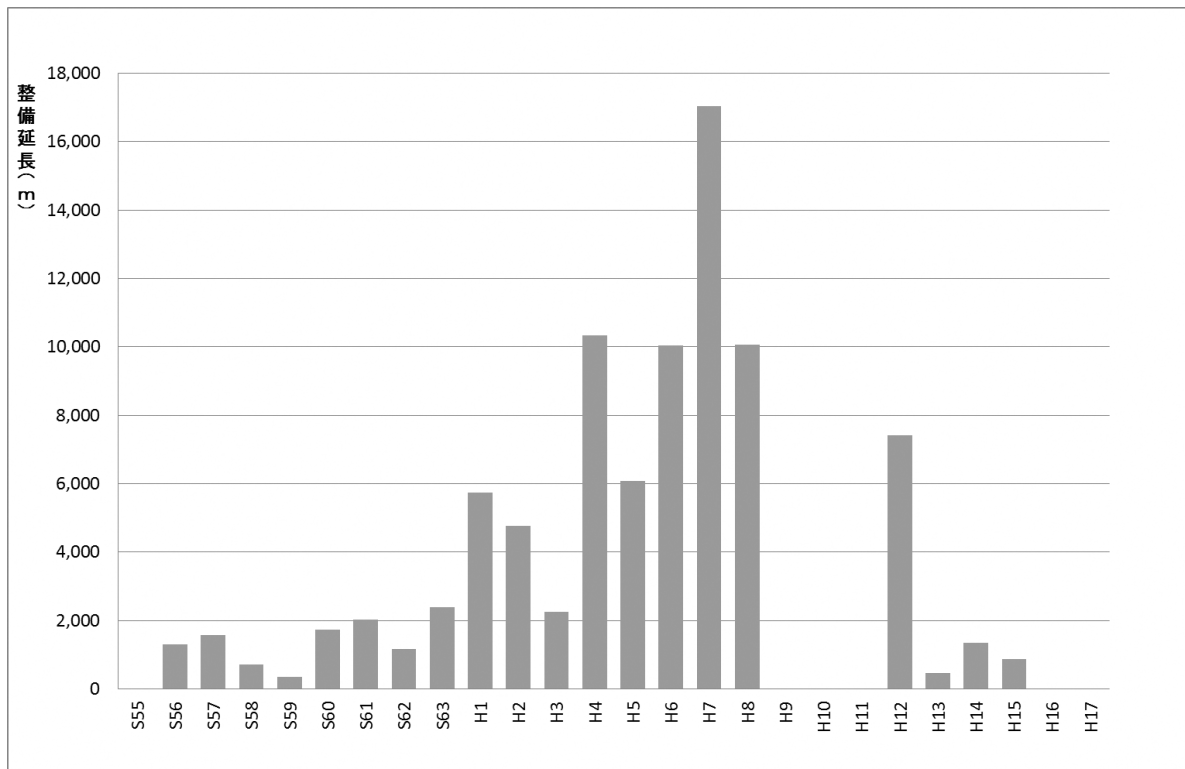
施設名称	施設数	建設年度
各務原浄化センター		
管理本館	1棟	H1
流入ポンプ棟	1棟	S63
送風機棟	1棟	S62
水処理施設	23池	
最初沈澱池＋生物反応槽＋最終沈殿池	4池	S61
最初沈澱池＋生物反応槽＋最終沈殿池	4池	H6
最初沈澱池＋生物反応槽＋最終沈殿池	4池	H9
最初沈澱池＋生物反応槽＋最終沈殿池	4池	H14
最初沈澱池＋生物反応槽＋最終沈殿池	3池	H16
最初沈澱池＋生物反応槽＋最終沈殿池	3池	H20
最初沈澱池＋生物反応槽＋最終沈殿池	1池	H22
急速ろ過池	22池	
急速ろ過池1-1	6池	H2
急速ろ過池1-2	8池	H9
急速ろ過池2-1	4池	H18
急速ろ過池2-1	4池	H21
放流ポンプ棟	1棟	H10
雨水放流ポンプ棟	1棟	H3
機械濃縮棟	1棟	H10
污泥棟	1棟	H3
特別高圧受電棟	1棟	H12
受配電棟	1棟	H3
長森ポンプ場	1棟	H2
岐南ポンプ場	1棟	H5
川島ポンプ場	1棟	H4
兼山ポンプ場	1棟	H7

幹線管路の整備は、関連市町の公共下水道の供用開始に伴い、平成9（1997）年度までに、放流管路の整備は、平成16（2004）年度までに完成している（図表7-2、7-3）。

【図表7-2】 下水道施設の管路（平成26（2014）年度末）

幹線名称	管路延長	マンホール数	管径(m)
幹線管路	77,640 m	398	2.60～0.25
木曽川幹線	30,450 m	163	2.20～0.60
長良川幹線	19,800 m	79	2.60～0.35
芥見幹線	4,750 m	19	1.50～1.00
岐阜幹線	1,250 m	5	1.35
飛騨川幹線	9,860 m	39	1.35～0.45
八百津幹線	8,230 m	85	0.60～0.45
川島幹線	3,300 m	8	1.20～0.25
放流管路	9,050 m		1.50～0.40

【図表7-3】 下水道施設の管路年度別の整備延長



2. 下水道施設の老朽化の状況と今後の見通し

下水道施設は、平成3（1991）年の供用開始から現在まで23年経過している施設から、建設直後の施設まで存在する。建設後50年以上経過した施設はないが、建設時期が集中しており、今後は同時期に老朽化することが想定される。

一般に、処理施設は躯体で50年、機械電気設備で15年、管路で50年の法定耐用年

数となっているが、建物部材の劣化や設備機器の老朽化等により故障の発生や維持管理及び維持保全に要する経費の増大が危惧される。今後、施設の安全性確保や機能維持のための維持保全及び再整備の増大が予想されるとともに、その時期が集中することが見込まれ、財政負担が大きくなる可能性がある。

3. 下水道施設に係る取組み

厳しい財政状況を勘案して、施設の長寿命化、財政負担の最小化・平準化を図るため、平成 24 (2012) 年度に処理施設、平成 25 (2013) 年度に管路について「木曽川右岸流域下水道長寿命化計画」を策定し、計画的で効率的な修繕や改築等に取り組んでいる。

また、下水道処理場の 41 施設のうち、耐震性能が不足しているのは 12 施設で、平成 24 (2012) 年度に策定した「岐阜県下水道総合地震対策計画」により順次、補強工事を実施する予定である。

⑧ 交通安全施設

信号制御機については、平成 26 (2014) 年度末で 3,240 基あり、そのうち 51 基が更新基準の 19 年を超過している。

また、信号柱については約 16,000 本あり、そのうち約 550 本が更新基準の 42 年を超える状況にある。

今後、更新基準を超過した施設を削減するため、計画的に再整備を行う必要がある。

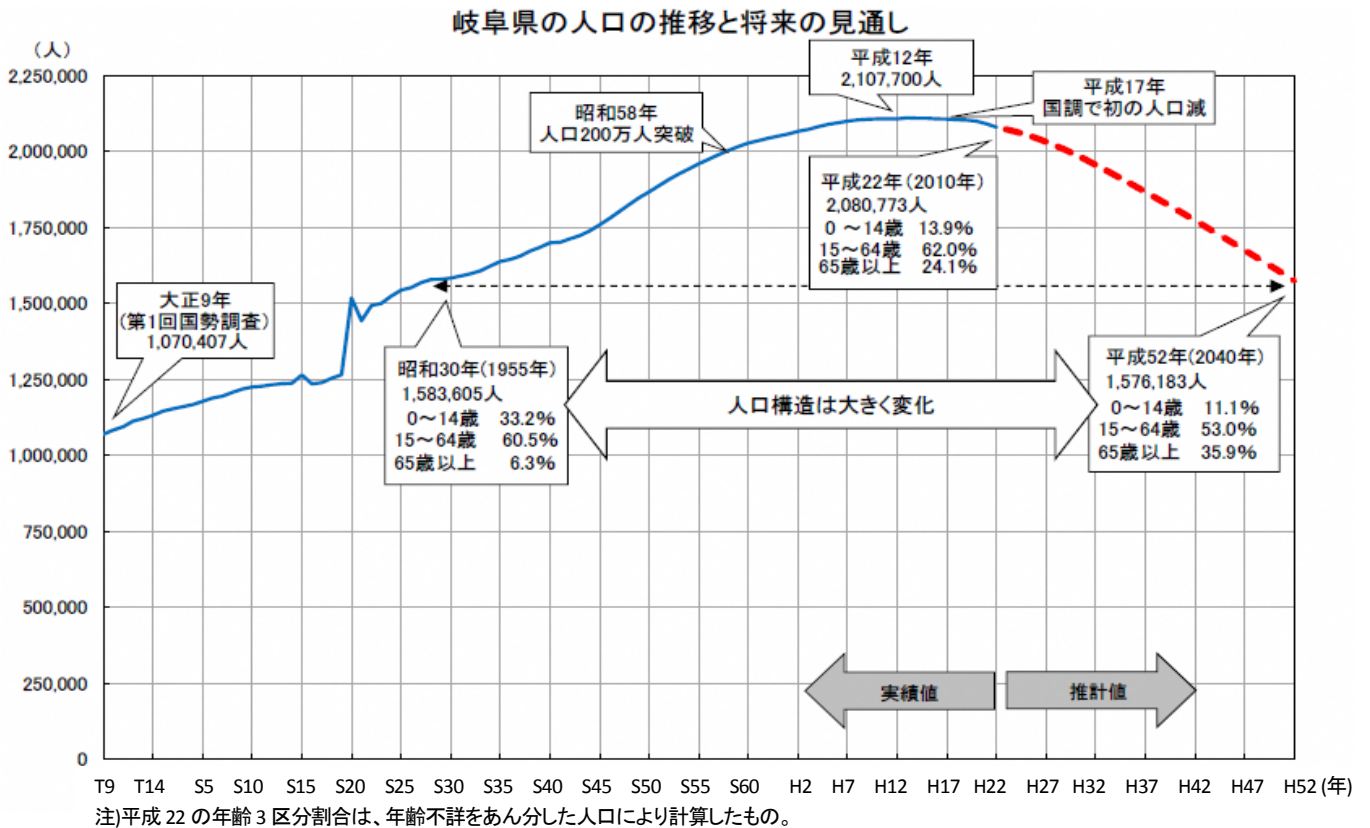
(2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し

本県人口は平成 17 (2005) 年頃から減少を続けており、平成 52 (2040) 年には 157.6 万人となる (平成 22 (2010) 年の 208.0 万人から約 50 万人の大幅減) 見込みである。総人口の規模としては昭和 30 (1955) 年頃と同じになるものと思われるが、人口構造は大きく変化し、当時約 3 割を占めていた子どもの数が約 1 割となる一方で、わずか 6.3% にすぎなかった高齢者の数が約 36% に及ぶ超少子高齢社会となると考えられる (図表 8-1)。

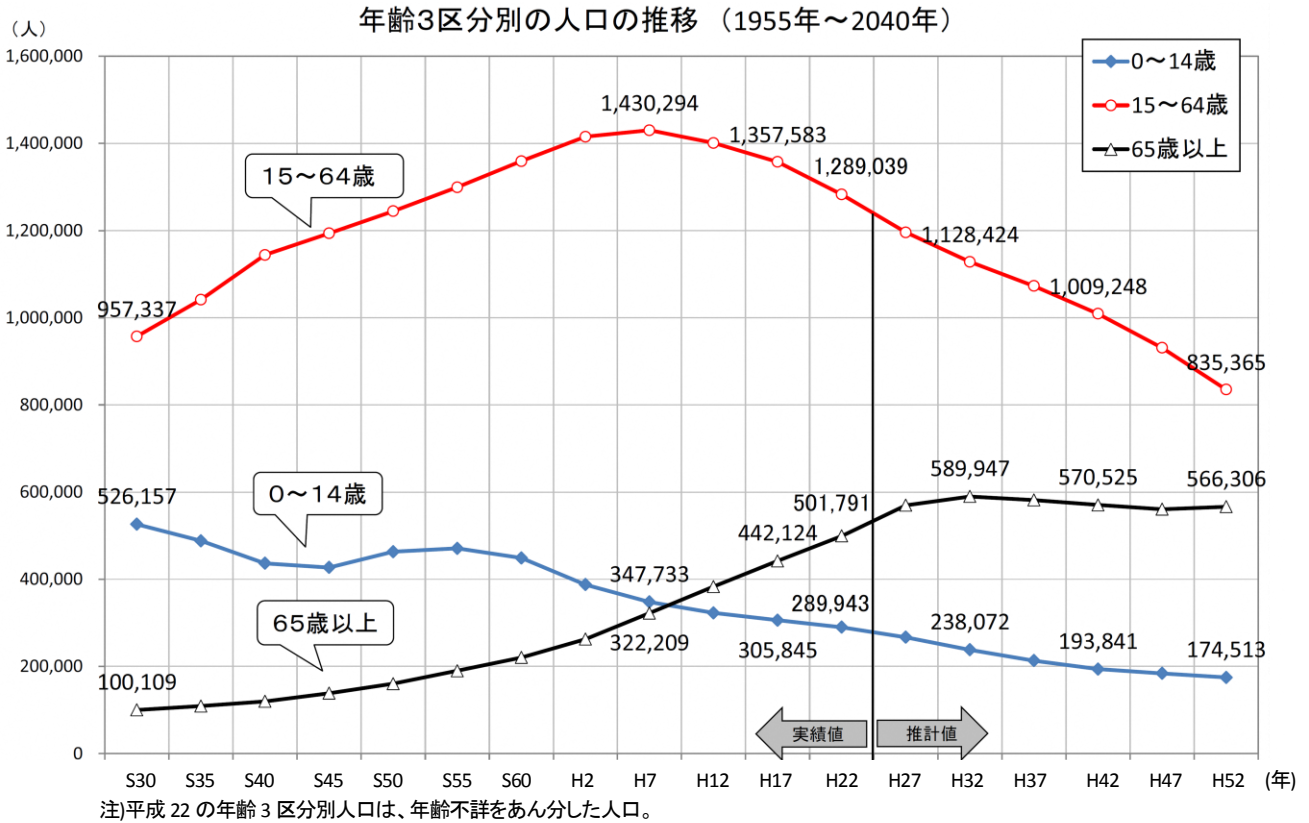
これらを実数で見ると、平成 22 (2010) 年から平成 52 (2040) 年にかけて、0~14 歳人口は 28.9 万人から 4 割減の 17.4 万人に、生産年齢人口である 15~64 歳の人口は 128.9 万人から 3 割減の 83.5 万人に減少すると見込まれる。一方、同期間において 65 歳以上の高齢者は増加し、50.1 万人から 1 割増加して 56.6 万人になると見込まれている (図表 8-2)。

とりわけ、生産年齢人口の本格的減少は、本県にとっては初めての経験であり、厚い若年層、現役世代層に支えられてきた経済・社会のシステムに大きな変革を迫るものになると考えられる。

【図表 8-1】



【図表 8-2】



【出典：総務省「国勢調査」をもとに岐阜県政策研究会人口動向研究部作成】

人口減少は、公共施設等の利用需要に大きな影響を及ぼす要因となる。公共施設等は、高度経済成長や団塊ジュニア世代の誕生による人口の急増等を背景に利用需要が高まり、急速に建設が進められたが、今後、総人口の減少や高齢者の増加に伴い、利用需要が変化していくことが予想される。それを踏まえて、必要な公共施設等の規模や種類等を把握・確保していくことが求められる。

県内各地に多数設けられ、県民一人一人が利用するような種類の公共施設等は、総人口の減少に伴って必要な規模も小さくなる可能性が高く、全県で一箇所あるいは圏域内で一箇所といった公共施設等は、人口減少との関連性は比較的低いと考えられるが、利用者数が減少することを考えると、延面積削減等、再整備の際には規模を縮小する方向での検討が必要となる可能性もある。また、総合庁舎や単独現地機関については、圏域の区割りや県組織の見直しなど、人口減少以外の要因にも左右されると考えられる。

人口減少により必要性が低下した公共施設等については、縮小、転用、統合、廃止等の検討を行うこととなるが、その一方で、県民の生活に必要な新たな公共施設等の需要にも配慮し、人口減少時代における公共施設等の最適な配置を実現することが必要である。

(3) 公共施設等の維持管理・維持保全・再整備等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

① 中長期的な経費の見込み

1. 建物

[1] 庁舎、学校、その他の建物

建物に係る経費は、維持管理に要する経費、維持保全に要する経費、再整備に要する経費の3つに分けて推計する(図表9-1)。いずれも、延面積500㎡以上の建物(再整備が進行中の建物、休廃止・解体を計画している建物、倉庫、車庫及びこれに類する簡易な構造の建物は除く)を対象とする(図表9-2)ほか、経費ごとに以下の条件を設定して推計する。

なお、都市公園(岐阜メモリアルセンター以外)、県営住宅及び職員宿舎は、会計や財源等の特殊性に鑑み、別項にて推計する。

【図表9-1】建物に係る経費の分類

(1)維持管理に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ○光熱水費(電気、ガス、上下水道等の料金) ○委託料(庁舎管理、清掃、各種設備点検等の業務委託料及び指定管理者制度導入施設における指定管理料) ○維持補修費(日常的な修繕等) 等
(2)維持保全に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ○安全性確保や機能維持のための工事(建物完成時の機能、性能の維持をしようとするもの) <ul style="list-style-type: none"> ◇事後保全 建物や付随する設備に不具合・故障が生じた後に、修繕あるいは交換し、機能、性能を維持するもの ◇予防保全 建物や付随する設備に不具合・故障が生じる以前に、修繕あるいは交換し、機能、性能を維持するもの
(3)再整備に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ○機能向上を伴う大規模な改修工事(時代に応じて変化する建物ニーズに対応するため、改修、模様替え等を行い、機能、性能を向上させるもの) ○建替え(改築)

※都市公園(岐阜メモリアルセンター以外)、県営住宅、職員宿舎及びインフラ施設においても本分類に準じているが、各公共施設等の性質や既存の計画等における積算方法の相違により、複数の分類をまとめている場合、一部の分類に該当する経費がない場合等がある。

【図表 9-2】建物に係る経費 所管部別・施設の種別別対象建物数及び施設数

施設の種別 所管部	庁舎・事務所	試験研究機関	警察施設	高等学校・特別支援学校	教育・文化・体育施設	福祉施設	公園	その他の行政財産	普通財産	合計
総務部	17棟 (12施設)				1棟 (1施設)					18棟 (13施設)
清流の国推進部					16棟 (7施設)					16棟 (7施設)
危機管理部					7棟 (3施設)			1棟 (1施設)		8棟 (4施設)
環境生活部					9棟 (4施設)					9棟 (4施設)
健康福祉部	4棟 (4施設)	2棟 (2施設)			7棟 (3施設)	16棟 (11施設)	1棟 (1施設)		2棟 (2施設)	32棟 (23施設)
商工労働部	1棟 (1施設)	15棟 (7施設)			16棟 (10施設)				2棟 (2施設)	34棟 (20施設)
農政部	1棟 (1施設)	14棟 (7施設)			15棟 (5施設)				3棟 (2施設)	33棟 (15施設)
林政部		1棟 (1施設)			7棟 (1施設)					8棟 (2施設)
県土整備部	1棟 (1施設)									1棟 (1施設)
知事部局計	24棟 (19施設)	32棟 (17施設)			78棟 (34施設)	16棟 (11施設)	1棟 (1施設)	1棟 (1施設)	7棟 (6施設)	159棟 (89施設)
教育委員会				403棟 (83施設)	13棟 (5施設)					416棟 (88施設)
警察本部			50棟 (34施設)							50棟 (34施設)
合計	24棟 (19施設)	32棟 (17施設)	50棟 (34施設)	403棟 (83施設)	91棟 (39施設)	16棟 (11施設)	1棟 (1施設)	1棟 (1施設)	7棟 (6施設)	625棟 (211施設)

(1) 維持管理に要する経費

平成 25 (2013)・26 (2014) 年度の平均とする (図表 9-3)。

【図表 9-3】維持管理に要する経費 推計額 (平成 25 (2013)・26 (2014) 年度の平均)

(単位: 百万円)

施設の種別 経費の内容	庁舎・事務所	試験研究機関	警察施設	高等学校・特別支援学校	教育・文化・体育施設	福祉施設	公園	その他の行政財産	普通財産	合計
光熱費	234	112	267	707	173	3	3	5	0	1,503
委託料	577	62	155	30	1,517	63	4	279	10	2,697
維持補修費	108	19	48	384	105	3	0	7	5	679
その他	74	33	61	137	59	4	6	68	129	571
合計	993	225	531	1,257	1,854	73	13	360	144	5,450

※その他に含まれるもの

消耗品費 (施設管理用品代等)、燃料費 (施設管理用燃料代等)、印刷製本費 (施設紹介パンフレットの作成費等)、役務費 (施設の電話料金等)、負担金 (施設管理に係る研修受講料や関連団体会費等) 他

※維持管理に要する人件費は含まない。

※千円単位の数値の百万円未満を四捨五入しているため、端数において内訳と計が一致しないことがある。

(2) 維持保全に要する経費

建物の使用年数を建築後 50 年間とし、維持保全を建築後 40 年目の年度に一括実施した場合と、予防保全の考え方を取り入れ、部位ごとの改修サイクル（法定耐用年数や過去の改修実績から、何年に一度改修予定とするかを設定したもの）に基づき、新設や直近の改修からの経過年数及び部位の劣化状況に応じて周期的に行うことにより、建物の使用年数を、建築後 65 年間とした場合の比較を行う（図表 9-4）。

建物の使用年数を 65 年間に延長した場合、維持保全に要する経費は総額約 315 億円増加、1 年あたりの平均は 13 億円増額すると見込まれる。

【図表 9-4】維持保全に要する経費 推計額

<建物使用年数：50 年> (単位：百万円)

区分	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
庁舎	382	0	181	308	637	997	26	498	10	0	305	0	0
高等学校・特別支援学校	1,394	788	1,517	1,504	2,461	1,177	956	1,561	490	1,573	769	632	1,379
警察施設	145	0	99	129	205	61	196	134	122	0	120	122	97
その他	1,450	415	0	98	200	419	298	954	240	0	102	0	4,036
合計	3,371	1,203	1,798	2,039	3,503	2,654	1,476	3,148	862	1,573	1,297	754	5,512
区分	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	合計	平均/年
庁舎	0	0	74	0	0	23	55	62	14	23	0	3,596	150
高等学校・特別支援学校	778	921	974	331	559	325	561	561	847	704	1,859	24,620	1,026
警察施設	0	170	0	0	0	0	157	0	274	83	141	2,255	94
その他	27	21	2,062	0	403	6,134	1,758	7,607	119	366	3,469	30,178	1,257
合計	805	1,113	3,109	331	962	6,481	2,530	8,230	1,255	1,175	5,469	60,649	2,527

<建物使用年数：65 年> (単位：百万円)

区分	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
庁舎	382	669	721	1,111	1,026	808	916	424	543	438	55	87	70
高等学校・特別支援学校	1,394	2,123	2,061	2,901	2,228	2,351	2,620	2,056	2,580	2,712	1,661	2,012	1,040
警察施設	145	555	192	149	146	494	321	167	111	97	156	335	88
その他	1,450	2,951	2,658	3,325	3,016	2,443	1,962	1,655	1,114	686	2,351	2,097	732
合計	3,371	6,298	5,631	7,485	6,416	6,096	5,819	4,302	4,347	3,932	4,223	4,530	1,930
区分	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	合計	平均/年
庁舎	138	251	215	170	0	36	54	100	17	30	11	8,271	345
高等学校・特別支援学校	1,614	1,258	1,177	1,034	572	1,847	748	825	561	908	1,089	39,366	1,641
警察施設	11	74	293	204	0	0	0	1,331	117	0	52	5,038	210
その他	716	690	2,879	1,613	840	1,182	690	719	676	1,580	1,489	39,513	1,646
合計	2,478	2,272	4,565	3,021	1,413	3,065	1,492	2,975	1,371	2,517	2,641	92,188	3,841

※「庁舎」は図表 9-2 の庁舎・事務所及び試験研究機関であり、「その他」は図表 9-2 の教育・文化・体育施設、福祉施設、公園、その他の行政財産及び普通財産である。

※千円単位の数値の百万円未満を四捨五入しているため、端数において内訳と計が一致しないことがある。

(3) 再整備に要する経費

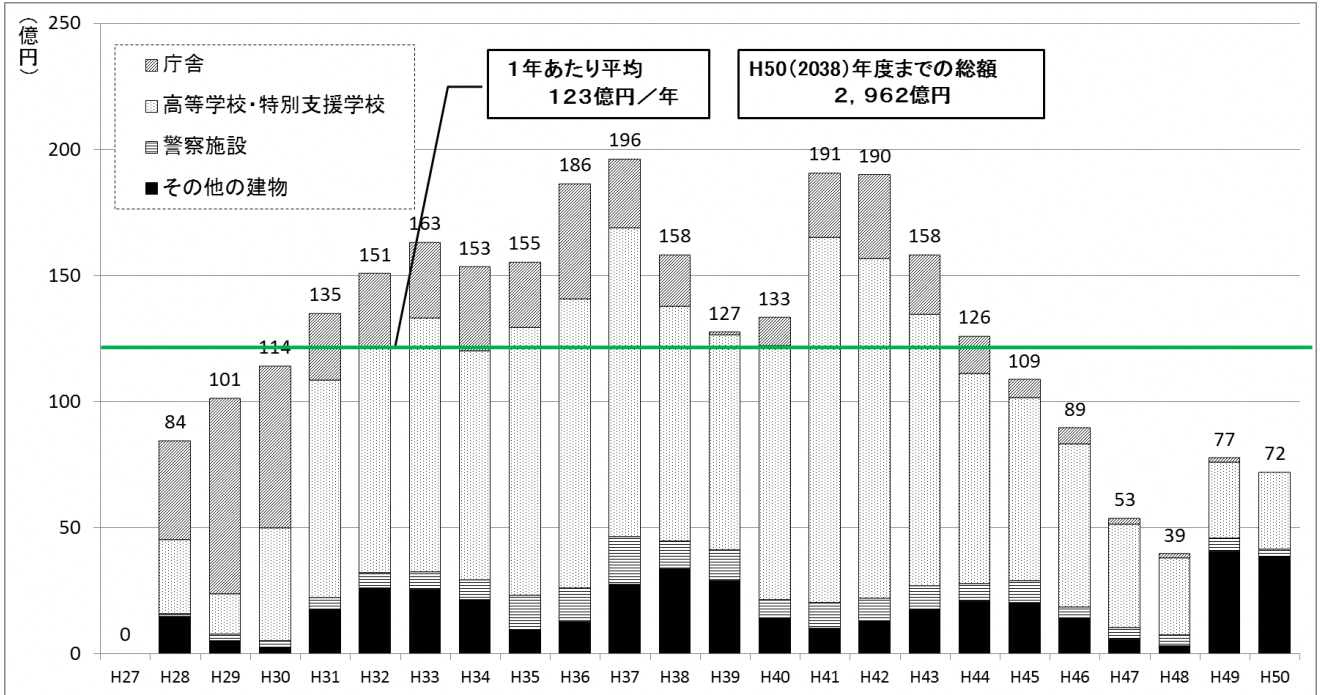
(2) 維持保全に要する経費と同様に、建物の使用年数を建築後 50 年間とし、その後再整備を実施した場合と、予防保全の考え方を取り入れ、建物の使用年数を建築後 65 年間に延長した後に再整備を実施した場合の比較を行う。

再整備の時期については、建築後 50 年目若しくは 65 年目の年度から、3 年間（各年度 1/3 ずつ）にわたり、現在と同じ延面積で再整備を実施すると仮定する。㎡当たりの単価は、既に経費の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に設定している（図表 9-5）。

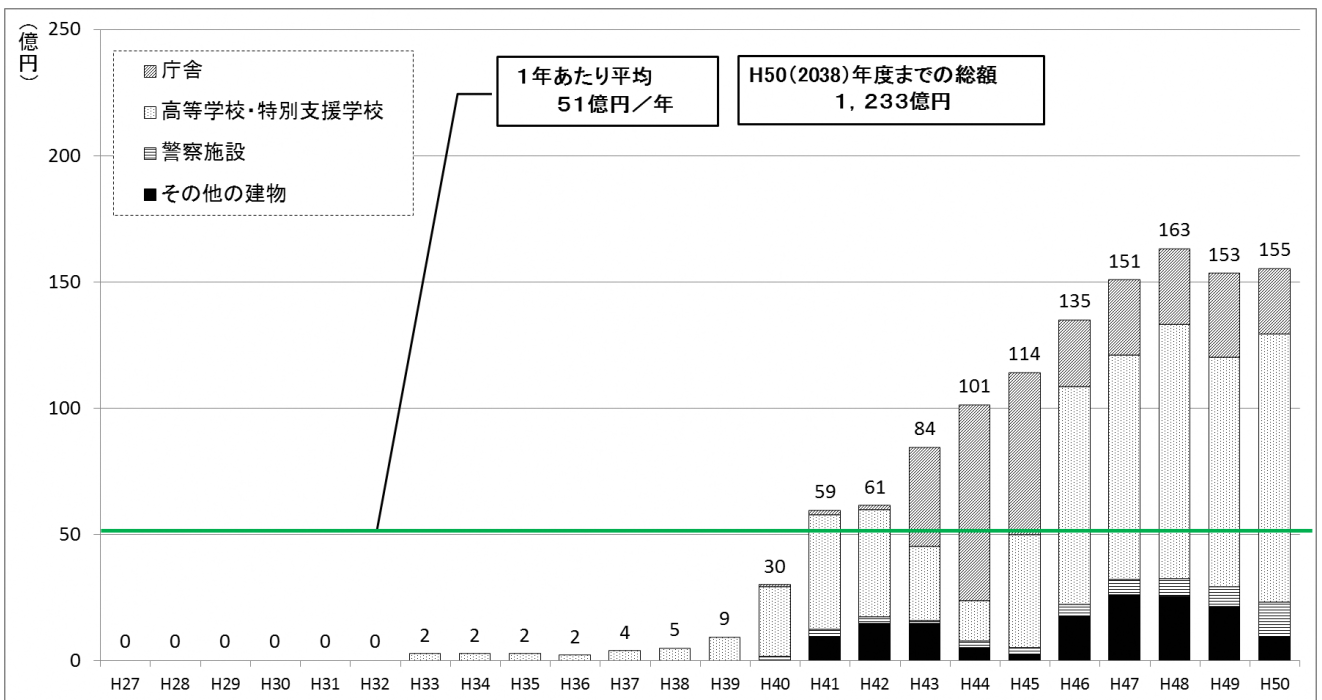
建物の使用年数を65年間に延長した場合、再整備に要する経費は総額1,729億円減少、1年あたりの平均は72億円減額すると見込まれる。

【図表 9-5】 建物の再整備に要する経費の推計

<建物使用年数：50年>



<建物使用年数：65年>



[2] 都市公園（岐阜メモリアルセンターは「[1] 庁舎、学校、その他の建物」に含む。）

(1) 維持管理に要する経費

都市公園の維持管理費としては、指定管理者への指定管理料がある。今後とも、平成 27（2015）年度当初予算額と同程度の額（455 百万円）が必要である。

(2) 維持保全に要する経費

平成 23（2011）～25（2013）年度に策定した「公園施設長寿命化計画」において、平成 35（2023）年度までの経費の見込みを公園別に試算している（図表 10-1）。

【図表 10-1】「公園施設長寿命化計画」の年次経費

（単位：百万円）

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	計
養老公園	32	14	10	19	29	72	1	20		197
岐阜県百年公園	47	98	4	16	8	20	24			217
各務原公園	115	0.3	2	0.8	0.3	2	12			132
花フェスタ記念公園	81	6	8	132	37	19	34	29	252	598
世界淡水魚園	3	4	4	4	0	14	43	0	20	92
平成記念公園	24	10	9	9	9	10	9			80
計	302	132	37	181	83	137	123	49	272	1,316

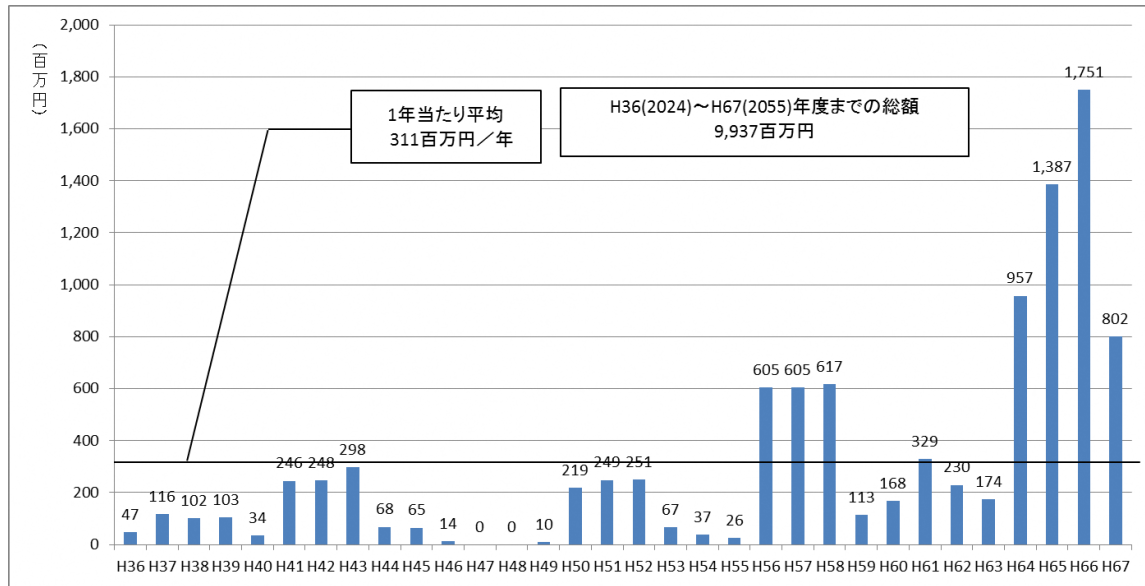
(3) 再整備に要する経費

都市公園のすべての建物を対象に、前記の「[1] 庁舎、学校、その他の建物」と同様の前提で再整備を実施すると仮定する（図表 10-2）。

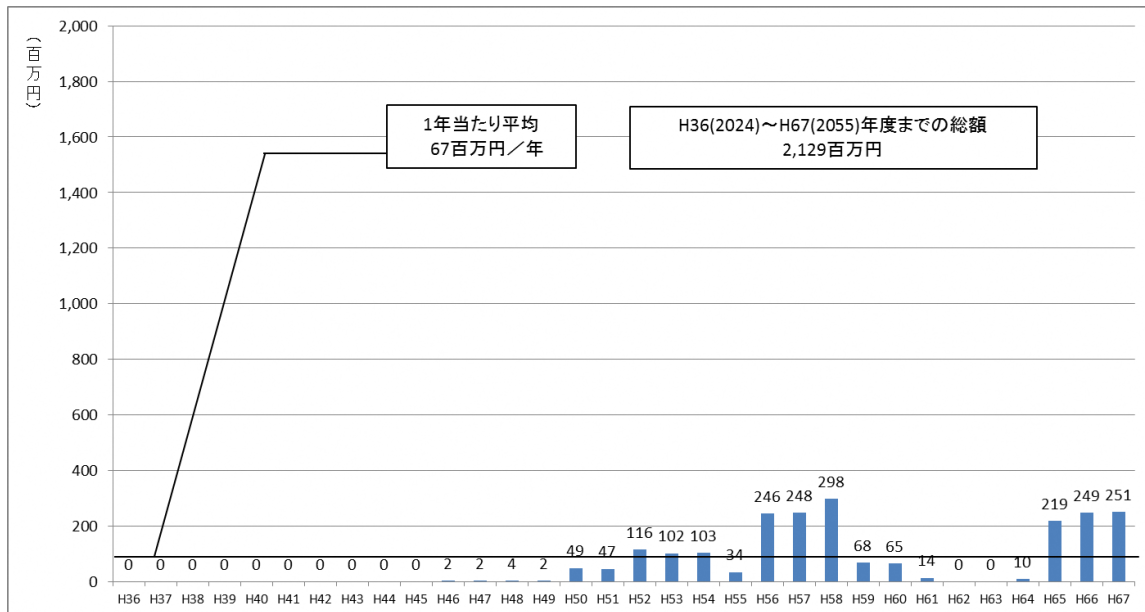
使用年数を 65 年間に延長した場合、再整備に要する経費は総額 78 億円減少、1 年あたりの平均は 2 億円減額すると見込まれる。

【図表 10-2】 都市公園の建物の再整備に要する経費の推計

<使用年数：50年>



<使用年数：65年>



※「公園施設長寿命化計画」には再整備に要する経費も積算しており、平成 35 (2023) 年度までは、前記「(2) 維持保全に要する経費」に再整備に要する経費を含んでいることから、本項では平成 36 (2024) 年度以降について推計している。

[3] 県営住宅

(1) 維持管理に要する経費

委託料、維持修繕費等について、今後とも、平成 25 (2013)・26 (2014) 年度の平均と同程度の額 (236 百万円) が必要である。

(2) 維持保全に要する経費

平成 21 (2009) 年度に策定した「岐阜県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、平成 32 (2020) 年度までの経費の見込みを試算している (図表 11-1)。

【図表 11-1】「岐阜県公営住宅等長寿命化計画」における維持保全に要する経費の推計 (5 年間)

(単位:百万円)

	第二次5カ年計画					合計
	H28	H29	H30	H31	H32	
事業費	1, 176	1, 280	1, 112	1, 275	1, 062	5, 905

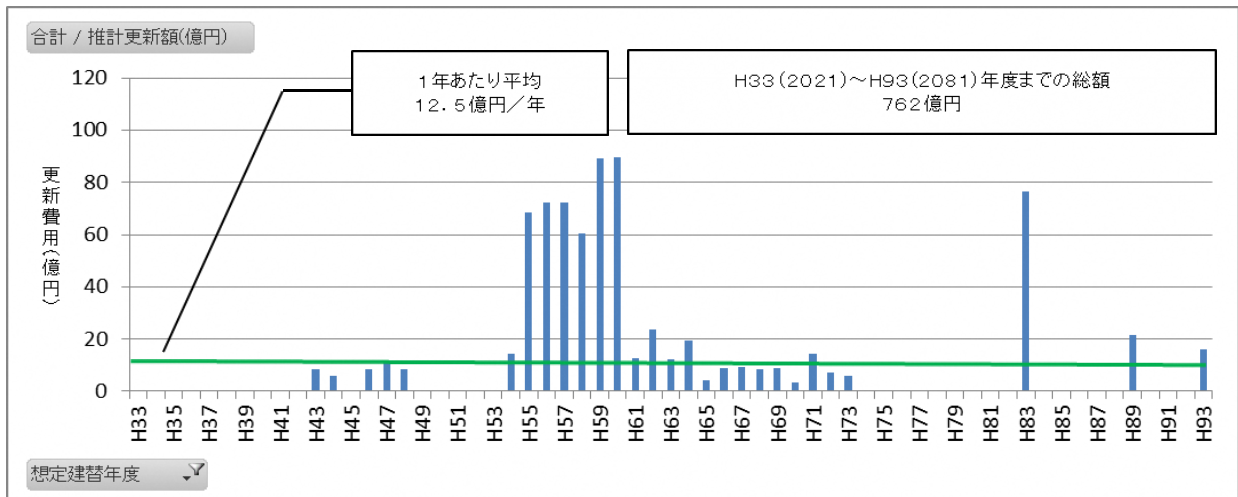
(3) 再整備に要する経費

他の施設との複合施設等の住宅を除き、建築後 70 年及び 85 年を経過した年度に、現在の戸数を維持した上で再整備を実施すると仮定して比較する。更新単価については、国の補助金額の算定の基準となる標準建設費をもとに、17,760 千円/戸と設定する (図表 11-2)。

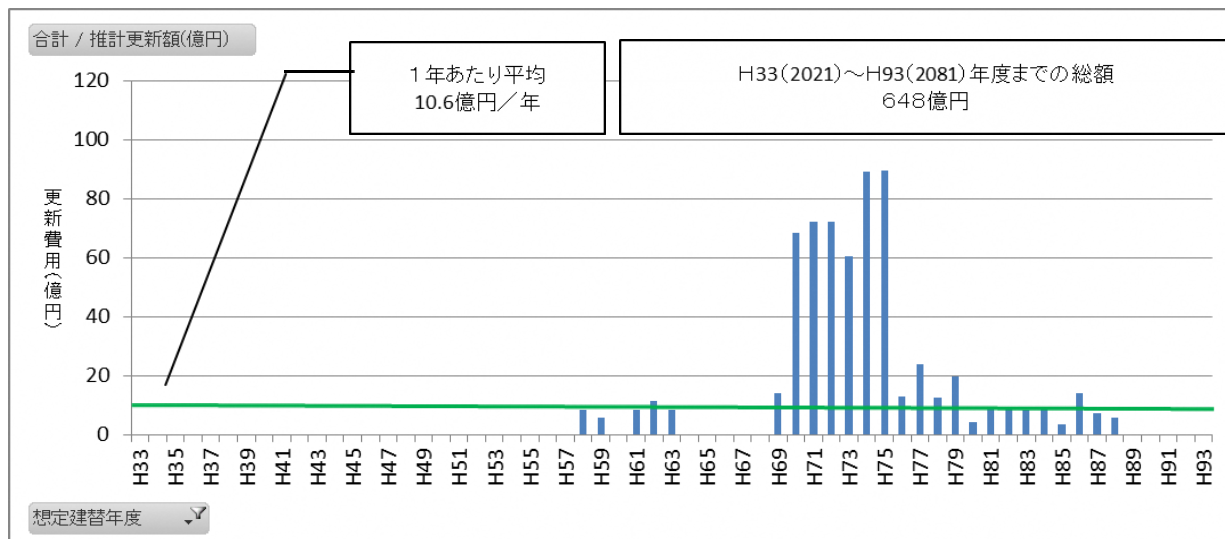
建築後 85 年を経過した年度に再整備を実施するとした場合、建替え期間延長に伴い、毎年の整備費用は低下する。

【図表 11-2】県営住宅の再整備に要する経費の推計

<使用年数 : 70 年>



<使用年数：85年>



※「公営住宅等長寿命化計画」には再整備に要する経費も積算しており、平成 32 (2020) 年度までは、前記「(2) 維持保全に要する経費」に再整備に要する経費を含んでいることから、本項では平成 33 (2021) 年度以降について推計している。

[4] 職員宿舎

(1) 維持管理に要する経費

職員宿舎の維持管理費には、通常の維持修繕費、委託料（建築基準法第 12 条の点検、消防設備点検等の各種設備点検）、土地借上料、借上宿舎の建物借上料などが含まれる。いずれも入居者からの貸付料収入を財源としており、今後、宿舎の休廃止により維持管理費の縮減を図るが、ここでは、平成 27 (2015) 年度当初予算額と同程度の額（146 百万円）を想定する。

(2) 維持保全に要する経費

維持保全費には、必要な戸数を将来に渡り確保するための大規模改修（外壁改修、屋上防水、給排水設備更新等）、下水道設備更新費、リフォーム費がある。いずれも入居者からの貸付料収入を財源としており、今後、宿舎の休廃止により維持保全費の縮減を図るが、ここでは、平成 27 (2015) 年度当初予算額と同程度の額（105 百万円）を想定する。

(3) 再整備に要する経費

職員宿舎の建設費は長期間で平準化して償還することにより負担しているが、再整備については、建設年度、職員の配置、庁舎・施設等の設置状況などを踏まえて総合的に判断しなければならないため、建替の実施の有無、実施時期等を建物ごと

に設定することは困難である。このため、現在の建設費の償還（173～216 百万円/年）を今後も継続的に必要な建替費（再整備費）として想定する。

以上より、平成 27（2015）～50（2038）年度までの、建物に係る経費の見込みの総額は、以下のとおりとなる。

○ 建物に係る経費の見込み 合計

<建物使用年数：50 年>

（単位：億円 / 上段：事業費ベース、下段：県費（一般財源に県債を加えたもの）ベース）

区分	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)
庁舎、学校、その他	88	151	174	189	224	232	232	239	218	257
	82	141	164	180	213	218	217	225	201	236
都市公園	8	6	5	6	5	6	6	5	7	6
	6	5	5	6	5	6	5	5	7	6
県営住宅	15	14	15	13	15	13	11	11	11	11
	4	1	2	3	2	1	0	0	0	0
職員宿舎	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合計	115	175	198	213	249	255	253	259	241	278
	95	149	173	190	221	227	224	231	210	244
区分	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)	H41 (2029)	H42 (2030)	H43 (2031)	H44 (2032)	H45 (2033)	H46 (2034)
庁舎、学校、その他	264	220	237	196	256	275	216	190	228	169
	239	200	220	180	236	256	200	177	214	160
都市公園	7	7	7	6	8	8	9	7	6	6
	6	6	6	6	7	7	7	6	6	6
県営住宅	11	11	11	11	11	11	19	16	11	19
	0	0	0	0	0	0	5	3	0	5
職員宿舎	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合計	286	242	259	217	280	299	248	217	249	198
	247	208	228	187	245	265	213	188	222	172
区分	H47 (2035)	H48 (2036)	H49 (2037)	H50 (2038)	合計	平均/年				
庁舎、学校、その他	190	106	144	181	4,877	203				
	180	96	132	171	4,540	189				
都市公園	6	6	6	8	157	7				
	5	5	5	7	139	6				
県営住宅	22	19	11	11	321	13				
	6	5	0	0	37	2				
職員宿舎	4	4	4	4	103	4				
	2	2	2	2	42	2				
合計	222	136	164	204	5,458	227				
	193	108	139	180	4,758	198				

<建物使用年数：65年>

(単位:億円 / 上段:事業費ベース、下段:県費(一般財源に県債を加えたもの)ベース)

区分	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)
庁舎、学校、その他	88	117	111	129	119	115	115	100	100	96
	82	112	105	123	112	110	110	95	95	90
都市公園	8	6	5	6	5	6	6	5	7	6
	6	5	5	6	5	6	5	5	7	5
県営住宅	15	14	15	13	15	13	11	11	11	11
	4	1	2	3	2	1	0	0	0	0
職員宿舎	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合計	115	142	135	154	144	139	136	120	123	116
	95	120	113	133	121	118	117	101	103	97
区分	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)	H41 (2029)	H42 (2030)	H43 (2031)	H44 (2032)	H45 (2033)	H46 (2034)
庁舎、学校、その他	100	105	83	109	136	161	169	170	199	204
	94	98	77	103	128	152	159	161	190	193
都市公園	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
県営住宅	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職員宿舎	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合計	121	125	104	130	157	182	190	191	220	225
	102	106	85	110	135	159	166	168	197	200
区分	H47 (2035)	H48 (2036)	H49 (2037)	H50 (2038)	合計	平均/年				
庁舎、学校、その他	235	231	233	236	3,463	144				
	222	216	218	219	3,264	136				
都市公園	6	6	6	6	142	6				
	5	5	5	6	132	5				
県営住宅	11	11	11	11	279	12				
	0	0	0	0	14	1				
職員宿舎	4	4	4	4	103	4				
	2	2	2	2	42	2				
合計	256	252	254	257	3,986	166				
	229	223	226	226	3,451	144				

※億円未満を四捨五入しているため、端数において内訳と計が一致しないことがある。

※都市公園に係る平成36(2024)年度以降、県営住宅に係る平成33(2021)年度以降の維持保全に係る経費見込みは、長寿命化計画を基に試算した想定額である。

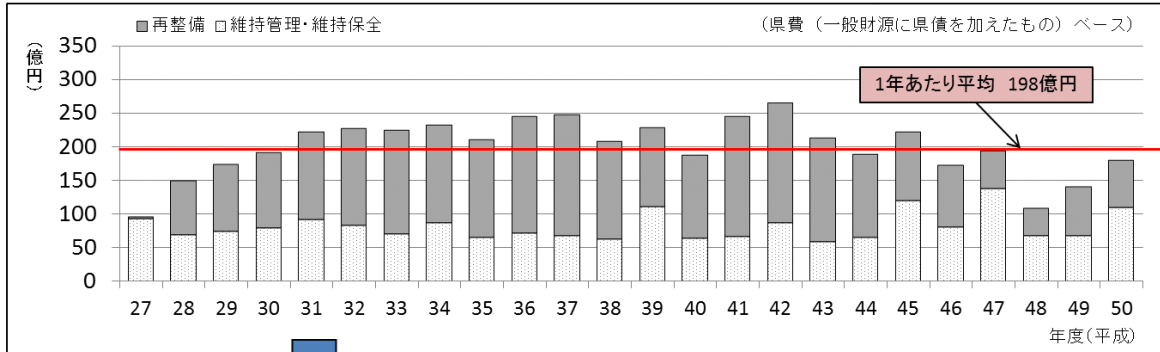
これらの結果から、予防保全の考え方を取り入れた維持保全により、建物の使用年数を65年に延長した場合、1年あたり平均約54億円、27%程度の県費縮減効果が見込まれる。(図表12-1)

なお、平成40(2028)年度以降の再整備費を縮減するため、今後、使用期間の更なる延長や人口減少等を考慮した統合、廃止等を検討していく。

【図表 12-1】 予防保全の考え方を取り入れた維持保全により見込まれる県費縮減効果

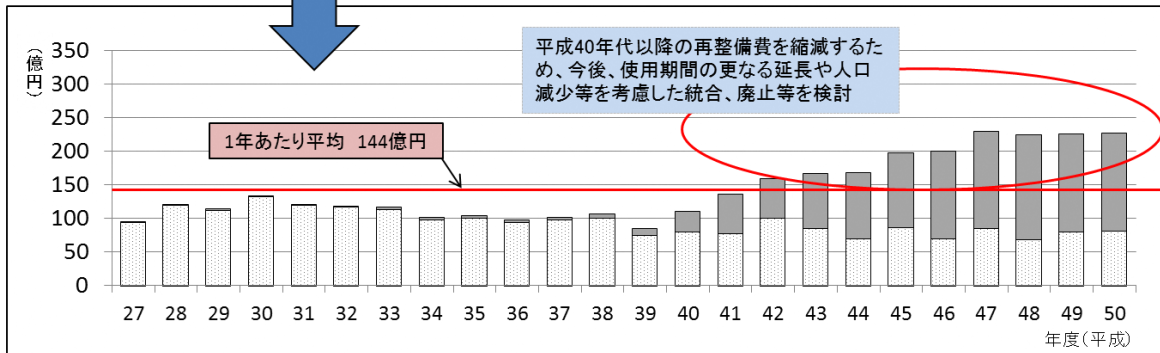
○建物の使用年数 50年

・維持保全(安全性確保や機能維持のための工事)は、建築後40年目の年度に一括実施するものとし、金額は見積もりや過去の実績により算出
 ・再整備(機能向上を伴う大規模な改修工事、建替え)は原則、建築後50年目から3年間にわたり、現建物と同じ延床面積で実施



○建物の使用年数 65年

予防保全の考え方を取り入れた維持保全により、建物の使用年数を65年に延長
 (1年あたり平均約54億円、27%程度の縮減)



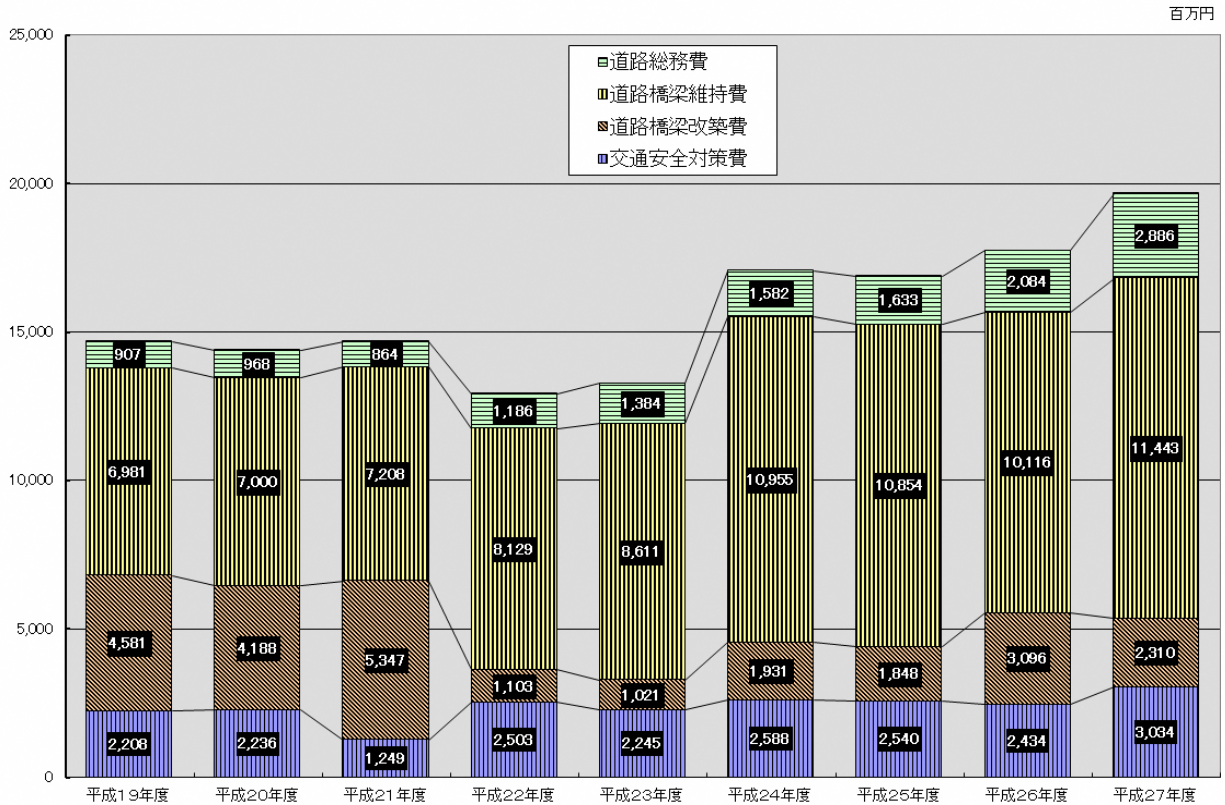
2. 道路施設

道路施設の機能を維持していくためには、パトロール費や道路照明灯光熱費、道路施設の点検費、補修費、橋梁耐震対策費、除雪事業費や、落石や土砂崩れ対策などの防災対策費、通学路の交通安全対策などの交通安全費等が必要である。

これらの道路施設の維持修繕に係る予算は、近年、160億円程度で推移してきた(図表 13-1)が、今後は、道路施設の老朽化や、新たな整備に伴う管理施設の増加などにより、ますます増大することが見込まれる。さらに、道路法等の改正に伴い、平成 26(2014)年度より道路施設の点検等が義務化され、必要な予算はさらに増加すると見込まれる(図表 13-2)。

こうした中で、「岐阜県橋梁長寿命化修繕計画」等に基づく、予防保全の考え方を取り入れた維持修繕を行うとともに、中長期的な視野に立って、各施設に優先度を付して経費の平準化をすることにより、1年あたりの経費の縮減を図っていく。

【図表 13-1】 道路施設の維持修繕に係る予算の推移



【図表 13-2】 道路施設の維持修繕に要する経費 推計額

(単位: 億円 / 上段: 事業費ベース、下段: 県費(一般財源に県債を加えたもの)ベース)

区分	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)
道路施設	197	199	201	203	205	208	210	212	214	217
	138	140	141	143	144	146	147	149	151	152
	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)	H41 (2029)	H42 (2030)	H43 (2031)	H44 (2032)	H45 (2033)	H46 (2034)
	219	221	224	226	229	231	234	236	239	241
	154	155	157	159	161	162	164	166	168	169
	H47 (2035)	H48 (2036)	H49 (2037)	H50 (2038)	合計	平均/年				
	244	246	249	252	5,356	223				
	171	173	175	177	3,761	157				

※億円未満を四捨五入しているため、端数において内訳と計が一致しないことがある。

※平成 27 (2015) 年度は当初予算額ベースである。

※平成 28 (2016) 年度以降は、過去の伸び率を勘案し、毎年 1%程度の増加を見込む。

3. 河川 (河川構造物)

(1) 維持管理に要する経費

河川構造物の維持管理費には、委託料 (各施設の運転操作及び保守点検等)、水門開閉のための電気料金、排水機場の燃料費、樋門・水門操作員の雇用費等が含まれる。

平成 26 (2014) 年度の維持管理費は、2 百万円で、将来も同程度の経費が見込まれ

る。

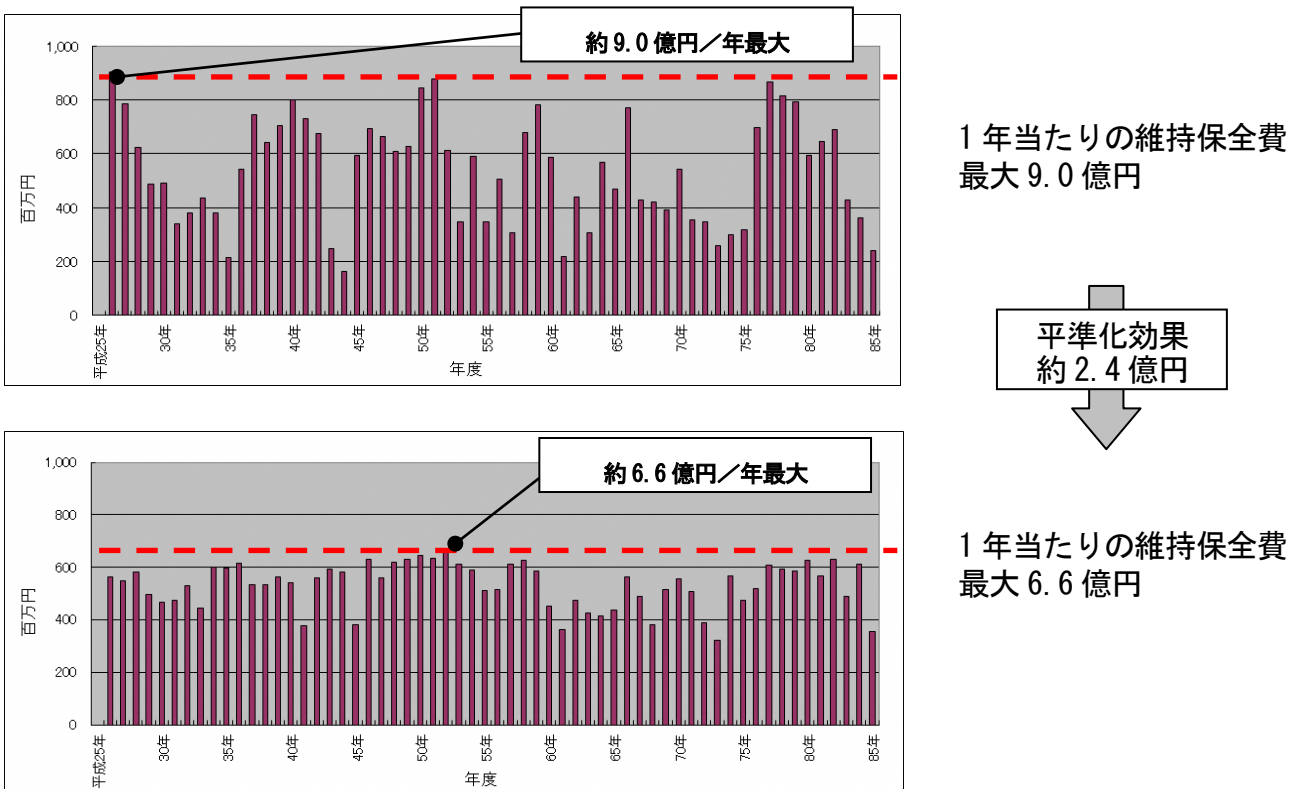
(2)維持保全に要する経費

河川構造物の機能を維持していくためには、維持管理費の他に、維持保全に要する経費として、施設の補修・更新、耐震化、点検・診断費等が必要である。

河川構造物の維持保全に要する経費について、「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」に基づき、本県が管理するすべての河川構造物 646 施設を対象に、今後 60 年間の経費を算出した。

同計画に基づく予防保全の考え方を取り入れた維持保全を行うとともに、中長期的な視野に立って、各施設に優先度を付して経費の平準化をすることにより、総額で約 320 億円、1 年あたりの最大額は約 6.6 億円と見込まれる（図表 14-1）。

【図表 14-1】「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」で見込まれる効果（今後 60 年間）



○ 河川（河川構造物）に係る経費の見込み 合計

（単位：億円 / 上段：事業費ベース、下段：県費（一般財源に県債を加えたもの）ベース）

区 分	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)
河川(河川構造物)	8	6	5	5	5	5	4	6	6	6
	3	2	2	2	2	2	2	2	2	3
	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)	H41 (2029)	H42 (2030)	H43 (2031)	H44 (2032)	H45 (2033)	H46 (2034)
	5	5	6	5	4	6	6	6	4	6
	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3
	H47 (2035)	H48 (2036)	H49 (2037)	H50 (2038)	合計	平均/年				
	6	6	6	6	134	6				
	2	3	3	3	55	2				

※億円未満を四捨五入しているため、端数において内訳と計が一致しないことがある。
 ※平成 27（2015）年度は当初予算額ベースである。

4. 砂防施設

(1) 維持管理に要する経費

砂防施設の維持管理費には、堆積土砂の除去費、除草費等が含まれる。

平成 26（2014）年度の維持管理費は、約 5.2 億円で、将来も同程度の経費が見込まれる。

(2) 維持保全に要する経費

砂防施設の機能を維持していくためには、維持管理費の他に、維持保全に要する経費として、施設の補修・改築費が必要である。

砂防施設の維持保全に要する経費について、「岐阜県砂防施設長寿命化計画」に基づき、要対策箇所 261 箇所を対象に、今後 10 年間の経費を算出した。

総額約 30 億円、1 年あたり約 3 億円と見込まれる（図表 15-1）。

【図表 15-1】砂防施設の補修・改築計画の箇所数と概算額

施設種別	箇所数 (補修・改築全数 に占める割合)	概算額（百万円） (補修・改築総額 に占める割合)
砂防設備 (えん堤・床固工)	227 (87.0%)	2,688 (91.2%)
地すべり防止施設	9 (3.4%)	166 (5.6%)
急傾斜地崩壊防止施設	25 (9.6%)	93 (3.2%)
計	261	2,947

○ 砂防施設に係る経費の見込み 合計

(単位:億円 / 上段:事業費ベース、下段:県費(一般財源に県債を加えたもの)ベース)

区 分	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)
砂防施設	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)	H41 (2029)	H42 (2030)	H43 (2031)	H44 (2032)	H45 (2033)	H46 (2034)
	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	H47 (2035)	H48 (2036)	H49 (2037)	H50 (2038)	合計	平均/年				
	8	8	8	8	196	8				
	8	8	8	8	195	8				

※億円未満を四捨五入しているため、端数において内訳と計が一致しないことがある。

※平成 27 (2015) 年度は当初予算額ベースである。

※平成 36 (2024) 年度以降は、想定額である。

5. 治山施設

治山施設の機能を維持していくためには、堆積土砂や捕捉流木の除去費、施設点検費、施設の補修または部材の取替等の修繕費等が必要である。

これらの治山施設の維持修繕に要する経費について、想定される要対策施設 170 施設を対象に、平成 50 年度までの今後 24 年間の経費を、過去の実績を踏まえて算出した (図表 16-1)。

総額約 70 億円、1 年あたり約 3 億円と見込まれる。

【図表 16-1】 治山施設の維持修繕に要する経費 推計額

(単位:億円 / 上段:事業費ベース、下段:県費(一般財源に県債を加えたもの)ベース)

区 分	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)
治山施設	6	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	5	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)	H41 (2029)	H42 (2030)	H43 (2031)	H44 (2032)	H45 (2033)	H46 (2034)
	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	H47 (2035)	H48 (2036)	H49 (2037)	H50 (2038)	合計	平均/年				
	3	3	3	3	69	3				
	2	2	2	2	60	2				

※億円未満を四捨五入しているため、端数において内訳と計が一致しないことがある。

※平成 27 (2015) 年度は当初予算額ベースである。

6. 水道・工業用水道施設

(1) 維持管理に要する経費

水道施設の維持管理費には、委託料(各施設の運転操作及び保守点検等)、動力費、薬品費などが含まれる。平成 26 (2014) 年度の維持管理費は、水道 905 百万円、工業用水道 1 百万円で、将来も同程度の経費が見込まれる。

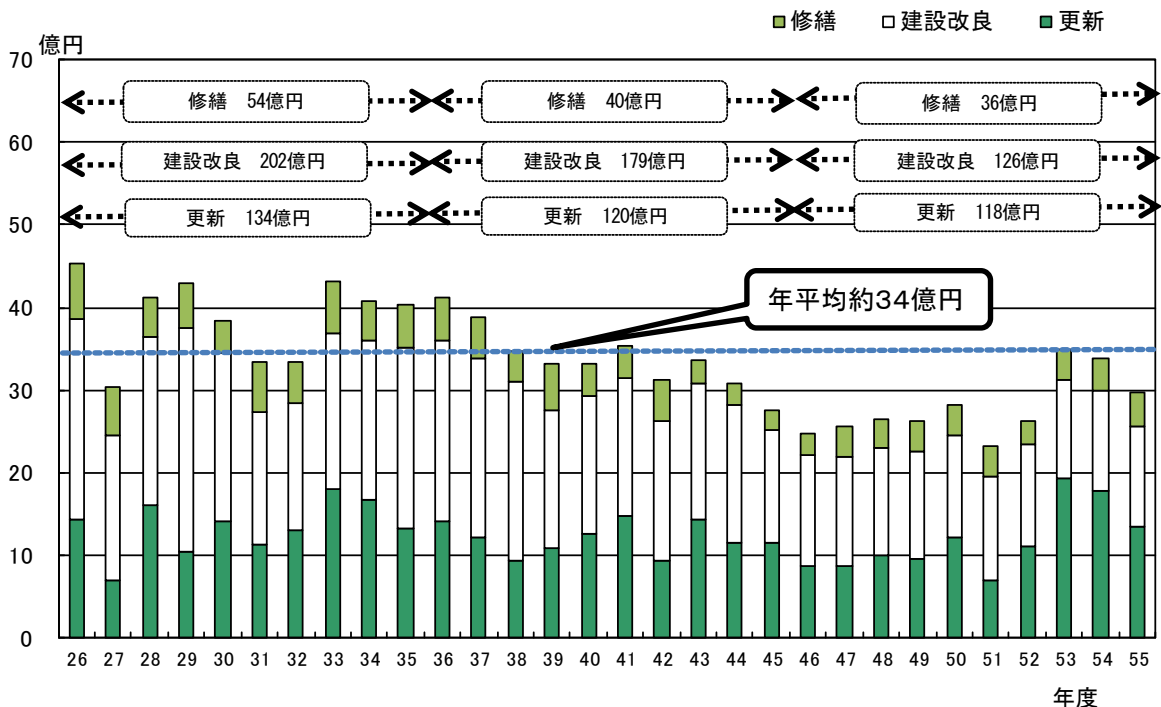
(2) 維持保全に要する経費

水道施設の機能を維持していくため、定期的な点検や補修が必要であるほか、耐震工事や予防修繕を実施し、施設の長寿命化を図っている。これらの経常的に要する修繕費及び、施設ごとの修繕計画を積み上げ、将来必要となる修繕費を推計した。今後 30 年間の必要額は、水道で 130 億円、工業用水道で 0.3 億円、水道・工業用水道を合わせた年間平均は約 5 億円と見込まれる (図表 17-1)。

(3) 再整備に要する経費

水道施設ごとの耐用年数を考慮した更新、大規模地震対策(水道管路の複線化を図る大容量送水管整備事業等)など、施設の耐震性や機能を強化するための建設改良が必要であり、これらの更新・建設改良計画を積み上げ、必要となる経費を推計した。今後 30 年間の更新・建設改良費は、水道で 878 億円、工業用水道で 1 億円、水道・工業用水道を合わせた年間平均は約 29 億円と見込まれる (図表 17-1)。

【図表 17-1】水道・工業用水道施設の維持保全、再整備に要する経費見込み



○ 水道・工業用水道施設に係る経費の見込み 合計

(単位:億円 / 上段:事業費ベース、下段:県費(一般財源に県債を加えたもの)ベース)

区 分	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)
水道・工業用 水道施設	43	50	52	47	43	42	52	50	50	50
	1	2	1	0	0	0	0	2	0	0
	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)	H41 (2029)	H42 (2030)	H43 (2031)	H44 (2032)	H45 (2033)	H46 (2034)
	48	44	42	42	45	40	43	40	37	34
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H47 (2035)	H48 (2036)	H49 (2037)	H50 (2038)	合計	平均/年				
	35	36	36	37	1,037	43				
	0	0	0	0	6	0				

※億円未満を四捨五入しているため、端数において内訳と計が一致しないことがある。
 ※平成 27 (2015) 年度は当初予算額ベースである。

7. 下水道施設

(1) 維持管理に要する経費

流域下水道の維持管理費には、委託料（各施設の運転操作及び保守点検、機械・器具点検管理費、植栽管理）、水質等の調査費、光熱水費、補修費（日常的な修繕等）などが含まれている。これらは主に、関連する市町からの「維持管理費負担金」により運営されている。平成 25 (2013) 年度の維持管理費は 2,081 百万円で、今後とも汚水量の増加に伴い、増加していくと見込まれる（図表 18-1）。

【図表 18-1】 下水道施設の維持管理に要する経費 推計額（汚水量の予測による試算）

(単位:億円)

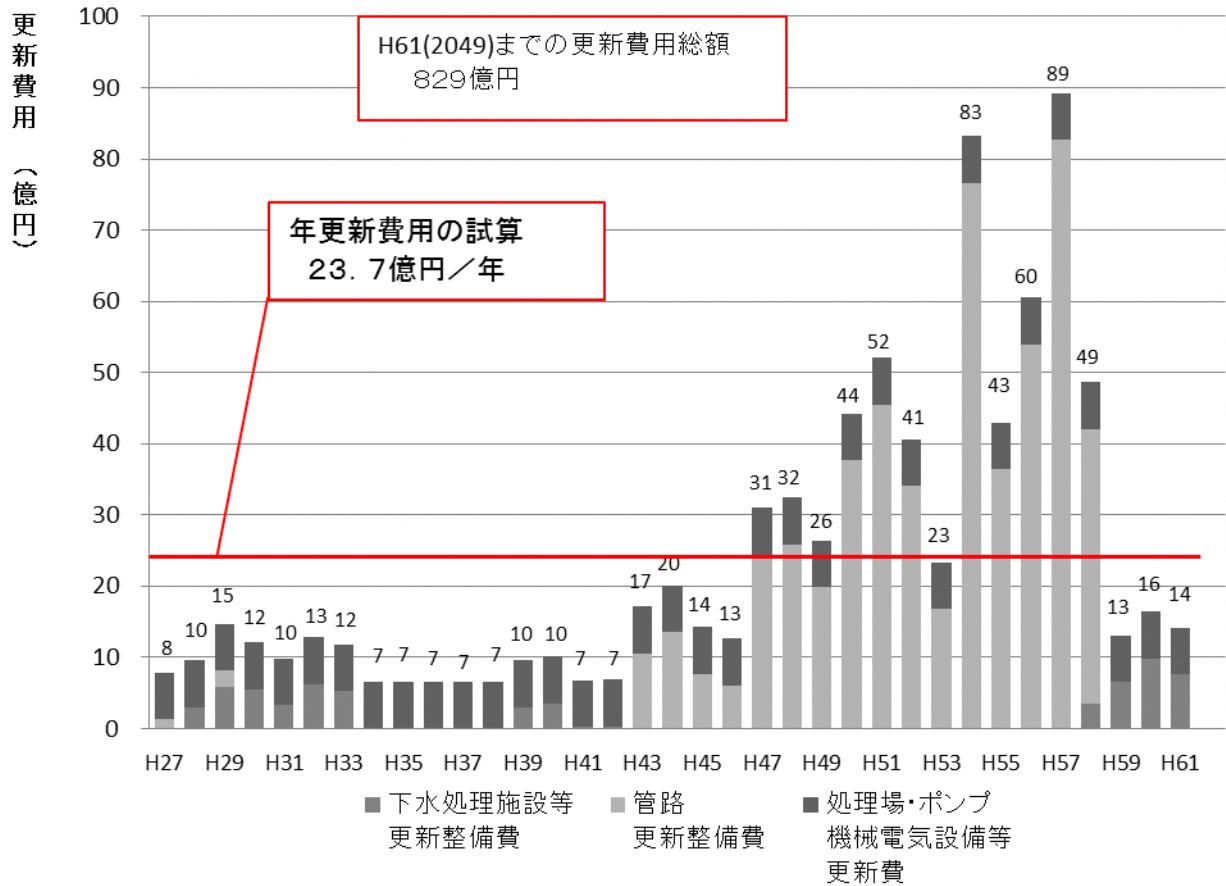
H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)	H41 (2029)	H42 (2030)	H43 (2031)	H44 (2032)	H45 (2033)	H46 (2034)	H47 (2035)	H48 (2036)	H49 (2037)	H50 (2038)
24	24	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	24

※平成 27 (2015) 年度は当初予算額ベースである。

(2) 再整備に要する経費

下水道施設の主要な施設は建設後 60 年、幹線管路は建設後 50 年経過後に現在と同じ施設で再整備を実施すると仮定し、 m^2 当たりの単価は、既に経費の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に設定している。機械・電気設備については、「木曾川右岸流域下水道長寿命化計画」による（図表 18-2）。

【図表 18-2】 下水道施設の再整備に要する経費の推計



※管路については、平成 29 (2017) 年度までの長寿命化対策を考慮。それ以降は随時計画を立案し実施していく。

○ 下水道施設に係る経費の見込み 合計

(単位: 億円 / 上段: 事業費ベース、下段: 県費(一般財源に県債を加えたもの)ベース)

区分	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)
下水道施設	33	34	39	37	35	38	37	32	32	32
	2	2	3	3	2	3	3	1	1	1
	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)	H41 (2029)	H42 (2030)	H43 (2031)	H44 (2032)	H45 (2033)	H46 (2034)
	32	32	35	35	32	32	42	45	39	37
	1	1	2	2	2	2	4	4	3	3
	H47 (2035)	H48 (2036)	H49 (2037)	H50 (2038)	合計	平均/年				
	56	57	51	69	941	39				
	7	7	6	9	75	3				

※億円未満を四捨五入しているため、端数において内訳と計が一致しないことがある。

※平成 27 (2015) 年度は当初予算額ベースである。

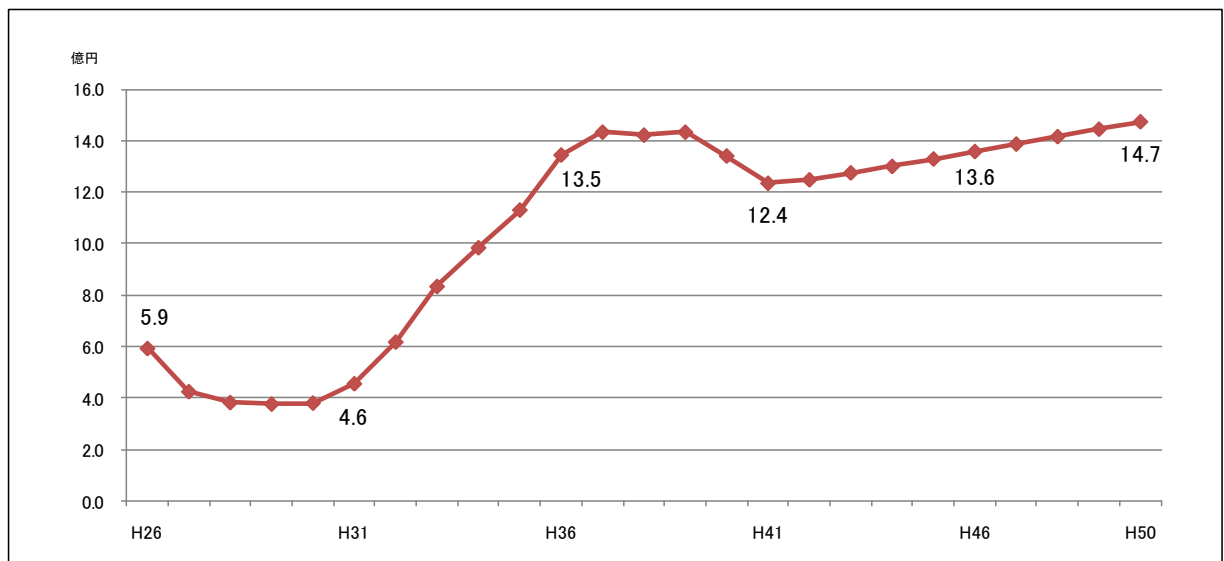
8. 交通安全施設

信号制御機や信号柱などの維持管理費については、電気、回線などの料金、清掃、点検などの保守委託料、修繕料があり、年間で約 4.1 億円が必要である。

信号制御機の再整備費には、平成 25 (2013) 年度の実績数約 150 基ペースで再整備を行った場合、毎年度、約 2.9 億円が必要となる。しかし、将来的には過去の整備状況により更新基準を超過する信号制御機が増加傾向にあり、再整備費が平成 30 (2018) 年度以降急激に増加し、平成 50 (2038) 年度には約 14.7 億円に上る見込みである (図表 19-1)。

また、信号柱にあっても信号制御機と同様、更新基準を超過する柱が年々増加する傾向にある。

【図表 19-1】信号制御機の再整備に要する経費の推計



○ 交通安全施設に係る経費の見込み 合計

(単位: 億円 / 上段: 事業費ベース、下段: 県費(一般財源に県債を加えたもの)ベース)

区分	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)
交通安全施設	6	8	8	8	9	10	12	14	15	18
	5	6	6	6	6	7	8	9	10	11
	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)	H41 (2029)	H42 (2030)	H43 (2031)	H44 (2032)	H45 (2033)	H46 (2034)
	18	18	18	18	16	17	17	17	17	18
	12	11	12	11	11	11	11	11	11	11
	H47 (2035)	H48 (2036)	H49 (2037)	H50 (2038)	合計	平均/年				
	18	18	19	19	357	15				
	11	11	12	12	233	10				

※億円未満を四捨五入しているため、端数において内訳と計が一致しないことがある。

※平成 27 (2015) 年度は当初予算額ベースである。

以上より、平成 27 (2015) ～50 (2038) 年度までの、インフラ施設に係る経費の見込みの総額は、以下のとおりとなる。

○ インフラ施設に係る経費の見込み 合計

(単位:億円 / 上段:事業費ベース、下段:県費(一般財源に県債を加えたもの)ベース)

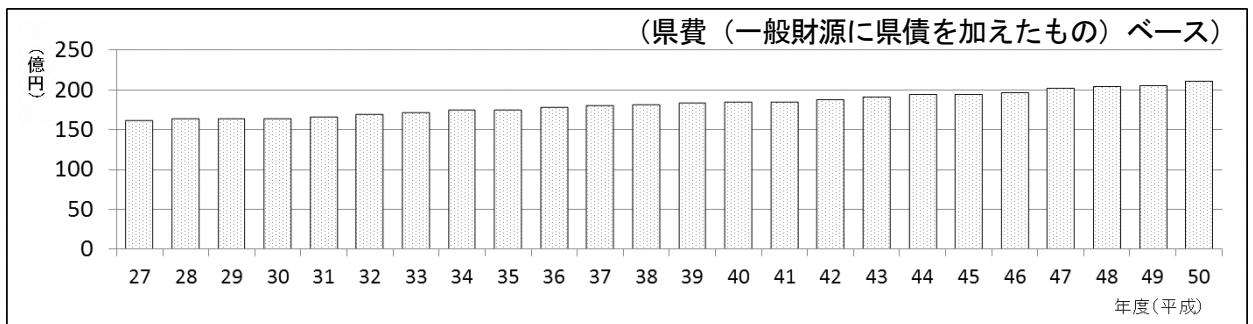
区 分	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)
インフラ施設	300	308	316	311	307	314	327	325	328	334
	162	163	164	164	165	169	171	175	175	178
	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)	H41 (2029)	H42 (2030)	H43 (2031)	H44 (2032)	H45 (2033)	H46 (2034)
	334	331	336	338	336	336	352	355	347	347
	180	181	184	185	185	187	191	194	194	196
	H47 (2035)	H48 (2036)	H49 (2037)	H50 (2038)	合計	平均/年				
	369	375	371	394	8,090	337				
	202	205	205	211	4,384	183				

※億円未満を四捨五入しているため、端数において内訳と計が一致しないことがある。
 ※平成 27 (2015) 年度は当初予算額ベースである。

インフラ施設については、既に施設ごとに策定された個別計画等により、長寿命化や財政負担の最小化、平準化を進めているが、法令改正に伴う点検等の義務化等により経費の増大が見込まれる道路施設関係経費などの増加見込みの影響もあり、全体として微増の傾向にある。(図表 20-1)

今後、必要に応じて個別計画の見直しを行うなど、一層の経費縮減の取組が必要と考えられる。

【図表 20-1】 インフラ施設に係る経費の推計



② 充当可能な財源の見込み（平成 27（2015）～36（2024）年度）

本県の財政状況は、これまでの行財政改革の着実な取組みにより、平成 25（2013）年度決算をもって起債許可団体から脱却するなど、持続可能な財政運営への道筋がつきつつある。

しかしながら、歳入面では、景気動向や地方税財政制度の動向などが不透明であることや、歳出面でも、社会保障関係経費の自然増への対応や、人口減少対策、県土強靱化など、様々な政策課題に対応していく必要がある。

従って、現状の公共施設等の総量を維持しながら、今後も増加が見込まれる公共施設等の維持管理・維持保全・再整備等に係る財源を、将来にわたって確保していくことは容易ではない。